

檜原村一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

檜原村

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	3
第3節 計画の対象区域	4
第4節 計画期間	4
第5節 点検、評価及び見直し	4
第2章 計画策定の背景	5
第1節 地域特性	5
1. 自然的特性	5
2. 気象	6
3. 水象、水域環境、水質保全の状況	7
4. 社会的特性	9
5. 歴史・文化	14
6. 市街地・集落	15
7. 交通	16
第2節 将来計画	17
第3節 ごみ処理行政の動向	18
1. 国の目標	18
2. 東京都の目標	19
第3章 ごみ処理の現状と課題	20
第1節 ごみ処理の沿革	20
第2節 ごみ処理の現状	21
1. 分別区分と排出方法	21
2. 処理フロー	23
3. 処理体制	24
4. 中間処理の概要	25
5. 最終処分の概要	27
6. 排出抑制対策の状況	28
7. 排出量の実績	30
8. 処理・処分の実績	33
9. ごみ処理の評価	35
第3節 目標達成状況と課題	36
1. 排出抑制	36
2. 収集・運搬	37
3. 最終処分	39
4. 処理経費	39

第4章	ごみ処理基本計画	40
第1節	基本理念と基本方針	40
第2節	ごみ排出量及び処理量の見込み	42
1.	推計方法	42
2.	人口の見通し	43
3.	モデルケースの設定	44
4.	現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）	45
5.	現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）	49
6.	新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）	53
7.	各ケースの比較結果	57
8.	目標値の達成	58
第3節	発生抑制・排出抑制計画	59
1.	循環型社会の形成	59
2.	適正処理・処分の推進	62
3.	生活環境・自然環境の確保	63
4.	減量化・資源化のための役割分担	63
第4節	収集・運搬計画	64
1.	収集対象区域	64
2.	分別収集区分	64
3.	収集・運搬量	65
4.	資源化ルート	65
第5節	中間処理計画	66
1.	中間処理方法	66
2.	中間処理量	66
第6節	最終処分計画	67
1.	最終処分方法	67
2.	最終処分量	67
第7節	その他の廃棄物対策	68
1.	災害廃棄物に関する対策	68
2.	不法投棄対策	68
3.	高齢化に関する対策	68
4.	リチウム電池を組み込んだ製品への対策	68
5.	パソコン及び家電リサイクルに関する対策	68
6.	インクカートリッジ等のリサイクル推進に関する対策	68
第5章	生活排水処理基本計画	69
第1節	生活排水処理の現状	69
1.	処理形態別人口の現状	69
2.	し尿・浄化槽汚泥排出量の状況	71
3.	処理主体	72

4.	収集・運搬体制	72
5.	処理施設の概要	73
6.	合併処理浄化槽の補助状況	73
7.	生活排水処理の課題	74
第2節	生活排水処理基本計画	75
1.	基本方針	75
2.	目標年度	75
3.	生活排水処理形態別人口の見込み	76
4.	収集・運搬計画	77
5.	中間処理計画	77
6.	資源化・有効利用計画	77
7.	生活排水処理区域計画	78
8.	その他検討すべき事項	78

—資料編—

1.	ごみ排出量のトレンド予測	資料-1~5
2.	処理形態別人口のトレンド予測	資料-6~9
3.	処理形態別人口の予測結果	資料-10

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

檜原村一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

檜原村（以下「本村」という。）は、秋川市、五日市町（平成7年9月合併、現あきる野市）、日の出村（現日の出町）、本村の4市町村で西秋川衛生組合（以下「組合」という。）を昭和48年7月に設立し、平成23年10月に奥多摩町が加わり、平成23年度から4市町村によるごみ処理を行ってきました。また、本村では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度、以下「前計画」という。）を策定し、村民や事業者、組合とともに、3R¹の推進、適正な処理・処分を進めてきました。

ごみ処理においては、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際目標（SDGs）²に取り組んでいます。特に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。

東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和3年9月に策定し、持続可能な都市の構築を加速させる「サステナブル・リカバリー」の視点で、政策を展開しています。

また、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

¹ リデュース(Reduce): 発生抑制。リユース(Reuse): 再利用。リサイクル(Recycle): 再生利用。この頭文字をとった略称。

² 平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標。

持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

そのうち、本計画に関するもの



第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

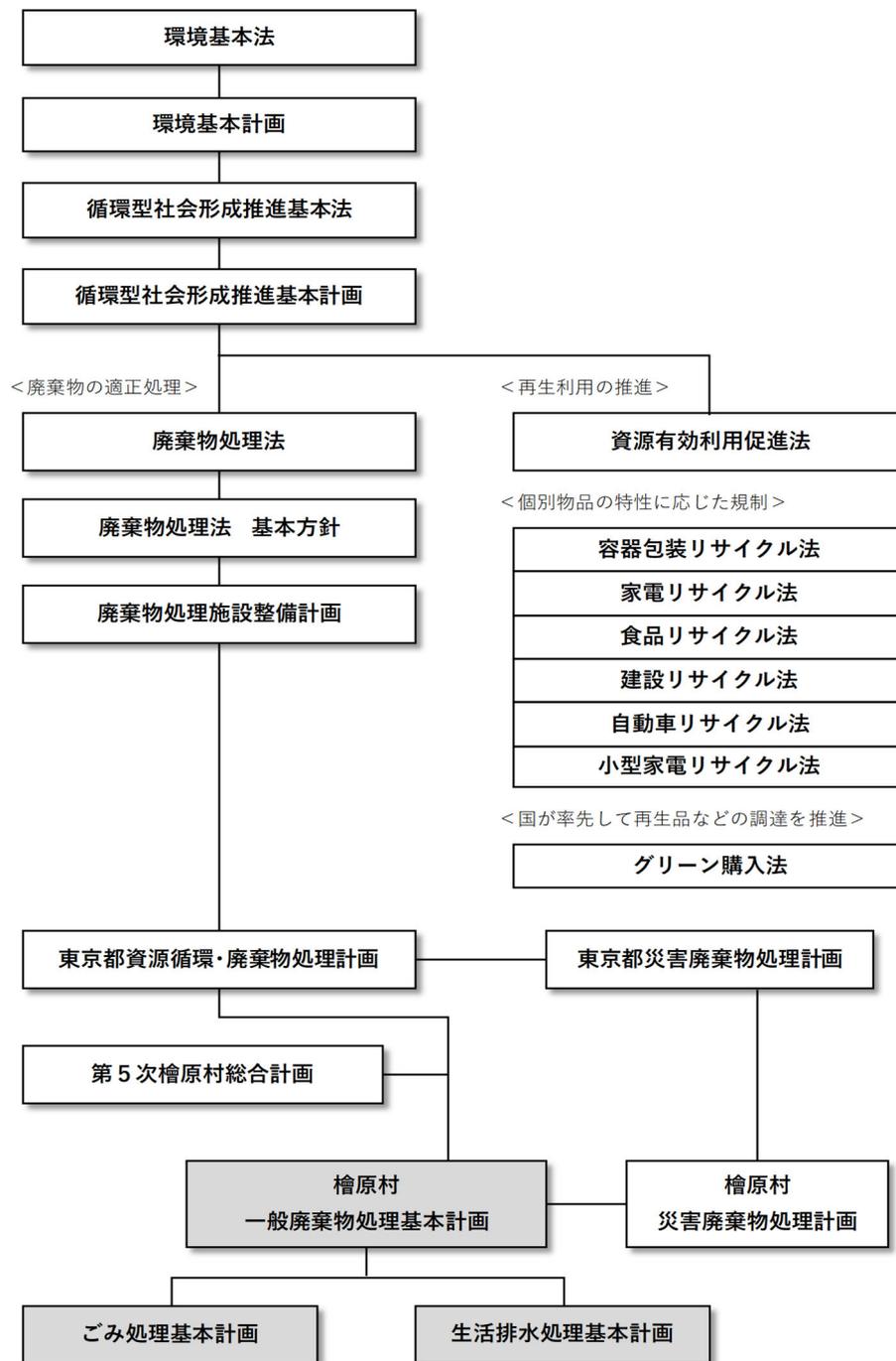


図 1-1 本計画の位置付け

第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本村全域とします。

第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）」では、目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。また、前計画では計画目標年度を令和 14 年度としていました。

そこで、本計画の計画目標年度を令和 14 年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和 7 年度であったことから、中間目標年度を令和 7 年度とします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

図 1-2 計画期間と計画目標年度

第5節 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

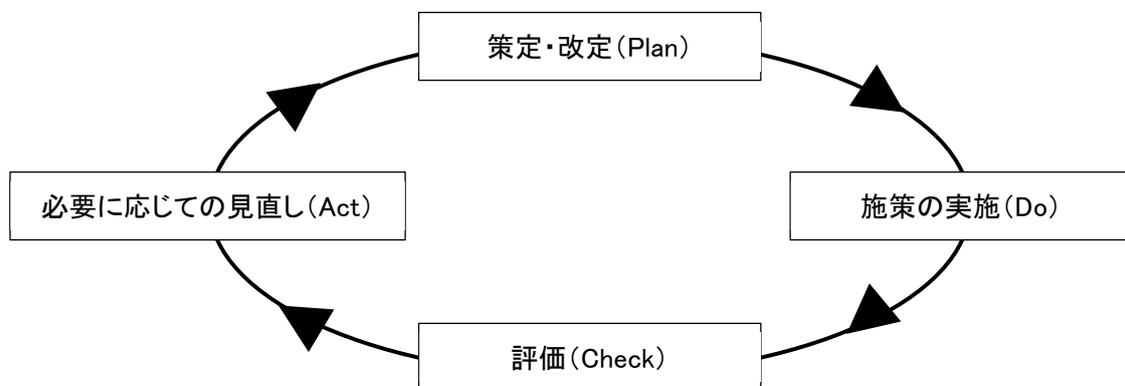


図 1-3 PDCAサイクル

第2章 計画策定の背景

第1節 地域特性

1. 自然的特性

本村は東京都の西部に位置し、一部を神奈川県と山梨県に接しています。

面積は105.41平方キロメートルであり、村の周囲を急峻な山嶺に囲まれています。

総面積のほとんどが林野で平坦地は少なく、村の大半が秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。

村の中央を標高900メートルから1,000メートルの尾根が東西に走っており両側に北秋川と秋川が流れていて、この川沿いに集落が点在しています。

本村の位置を図2-1に示します。



図2-1 本村の位置

2. 気象

気温・降水量の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

令和 3 年における気候は、平均気温が 15.0℃と比較的温暖です。また、同年の年間降水量は、1,363.5mm と例年に比べ平均的な値となっています。

表 2-1 気温・降水量の推移

年	気温(°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
令和3年	15.0	37.8	-7.3	1,363.5
1月	3.2	17.8	-7.3	38.5
2月	6.0	21.6	-5.0	50.0
3月	10.9	24.1	-0.9	114.5
4月	13.6	26.6	3.5	65.5
5月	18.3	29.0	7.2	78.5
6月	21.6	31.4	14.0	142.5
7月	25.0	35.8	18.8	248.5
8月	26.3	37.8	17.9	206.0
9月	21.1	31.3	14.5	154.0
10月	16.8	30.2	4.8	135.5
11月	11.3	21.7	-1.5	68.5
12月	5.7	19.9	-6.7	61.5

資料: 気象庁 青梅観測所

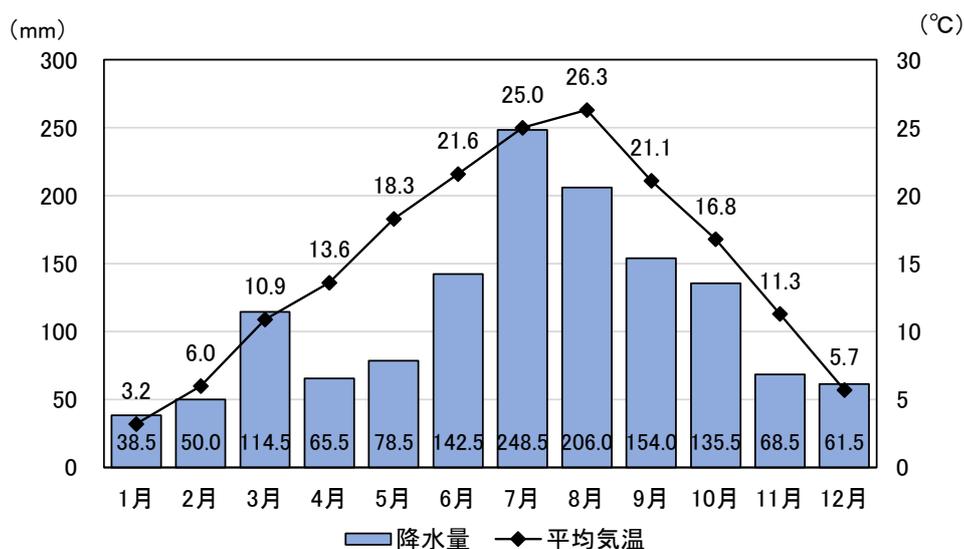


図 2-2 気温・降水量の推移 (令和 3 年)

3. 水象、水域環境、水質保全の状況

河川水質検査結果を表 2-2 に示します。

本村の主な河川は、村の中心北側を東西に流れる北秋川と南側を東西に流れる秋川があり、両河川は、村の東側で合流しています。

北秋川と秋川の 4 地点で年 4 回水質検査を実施しており、過去 5 年間の水質検査結果では、大腸菌群数以外の項目については環境基準を満たしていました。

表2-2 河川水質検査結果

調査地点	北秋川-大沢橋				秋川-教馬				秋川-小向橋				秋川-上日向橋			
	H29.6.12	H29.8.30	H29.11.22	H30.3.12												
調査日																
pH	7.1	7.9	7.9	7.5	6.7	7.5	7.2	7.3	6.8	7.7	7.4	7.4	7.1	7.8	7.3	7.4
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
COD	0.6	1.2	0.6	0.9	0.6	1.0	0.7	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	1.1	0.6	0.7	0.8
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
DO	9.5	8.6	11.7	12.1	9.4	8.9	11.9	11.5	9.3	8.6	12.3	11.5	9.9	9.0	12.4	12.1
大腸菌群数	490	2800	2200	1100	110	490	220	130	330	2200	2200	790	3300	7000	3300	2200
調査日																
pH	8.0	7.8	7.4	7.8	8.2	7.6	7.2	7.4	7.8	7.7	7.3	6.9	8.1	7.8	7.5	7.1
BOD	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.6	<0.5	0.7	0.6	<0.5	<0.5	0.7
COD	1.7	1.6	0.8	1.2	2.1	2.0	0.8	1.8	1.0	1.8	1.0	0.8	1.3	1.7	0.7	0.8
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
DO	9.8	9.2	10.9	12.9	9.2	8.7	11.0	11.9	9.2	8.8	11.2	12.1	9.2	9.2	11.1	13.2
大腸菌群数	330	3300	2800	1400	170	490	330	140	490	2800	2800	490	4900	7900	4900	1700
調査日																
pH	7	7.5	7.2	7.3	7	7.6	7.1	7.1	7.1	7.5	7.2	7.2	7.1	7.5	7.2	7.3
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
COD	<0.5	1.2	0.8	1	1.2	1.3	0.8	0.9	0.9	1.3	0.7	1	0.8	1.3	0.6	0.9
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
DO	10.7	8.8	11.0	12.2	9.1	9.5	10.8	11.8	9.9	9.3	11.2	12.2	9.7	9.2	11.2	12.1
大腸菌群数	790	3300	1700	490	330	790	490	330	790	3300	2200	700	3300	7000	3300	1700
調査日																
pH	7.5	7.6	7.9	7.4	7.3	7.3	7.8	7.5	7.4	7.2	7.9	7.4	7.3	7.5	8	7.5
BOD	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5
COD	1.2	1.3	0.7	0.8	1.4	1.2	1	0.9	1.2	1.1	1.1	1	1.3	1.4	0.9	0.9
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
DO	10.8	10.3	10.8	12.4	10.0	10.6	10.8	12.0	9.9	9.3	11.0	12.2	9.2	9.2	10.2	12.4
大腸菌群数	1100	3300	1700	1100	230	790	330	330	700	2800	1700	1400	490	4900	2800	2800
調査日																
pH	8.0	8.0	7.5	7.8	7.8	7.6	7.6	7.7	7.9	7.8	7.4	7.3	7.8	7.4	7.6	7.6
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
COD	0.6	1.1	0.8	0.8	0.8	1.2	0.9	0.6	1.0	1.3	1.1	0.8	0.8	1.3	0.9	0.8
SS	<1	<1	<1	2	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
DO	10.0	8.9	10.6	12.8	10.3	9.3	10.7	12.9	9.9	9.2	10.9	12.9	9.2	9.2	10.9	12.9
大腸菌群数	2200	4900	3300	3300	330	330	240	220	490	1700	1100	790	3300	7000	4900	4900

4. 社会的特性

(1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-3 及び図 2-3 に示します。

人口は、平成 24 年度以降、減少傾向にあります。令和 3 年度の人口は、2,074 人となっています。

世帯数は減少傾向、1 世帯当たりの人員も減少傾向で推移しています。

表 2-3 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成24年度	2,551	1,225	2.08
平成25年度	2,482	1,200	2.07
平成26年度	2,392	1,183	2.02
平成27年度	2,357	1,184	1.99
平成28年度	2,295	1,191	1.93
平成29年度	2,253	1,189	1.89
平成30年度	2,221	1,184	1.88
令和元年度	2,160	1,163	1.86
令和2年度	2,123	1,167	1.82
令和3年度	2,074	1,144	1.81

資料：東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」(各年10月1日)

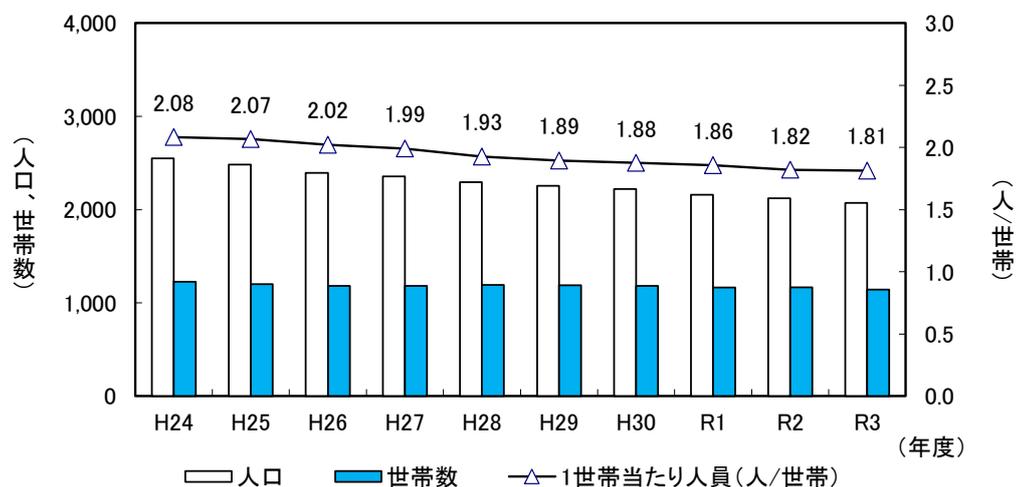


図 2-3 人口及び世帯数の推移

(2) 5歳階級別人口

本村の5歳階級別人口を表2-4及び図2-4に示します。

階級構成をみると、男性は70～74歳の階級、女性は90歳以上の階級が最も多くなっており、高齢化が進んでいることが伺えます。

表2-4 5歳階級別人口

(単位:人)

		男性		女性	
年少人口	0～4歳	24	76	26	74
	5～9歳	27		29	
	10～14歳	25		19	
生産年齢人口	15～19歳	21	477	21	363
	20～24歳	22		25	
	25～29歳	25		15	
	30～34歳	25		23	
	35～39歳	42		29	
	40～44歳	46		51	
	45～49歳	61		41	
	50～54歳	64		49	
	55～59歳	81		54	
	60～64歳	90		55	
老年人口	65～69歳	106	477	94	602
	70～74歳	138		102	
	75～79歳	78		80	
	80～84歳	74		96	
	85～89歳	49		108	
	90歳以上	32		122	
総数		1,030		1,039	

資料:東京都の統計「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月)

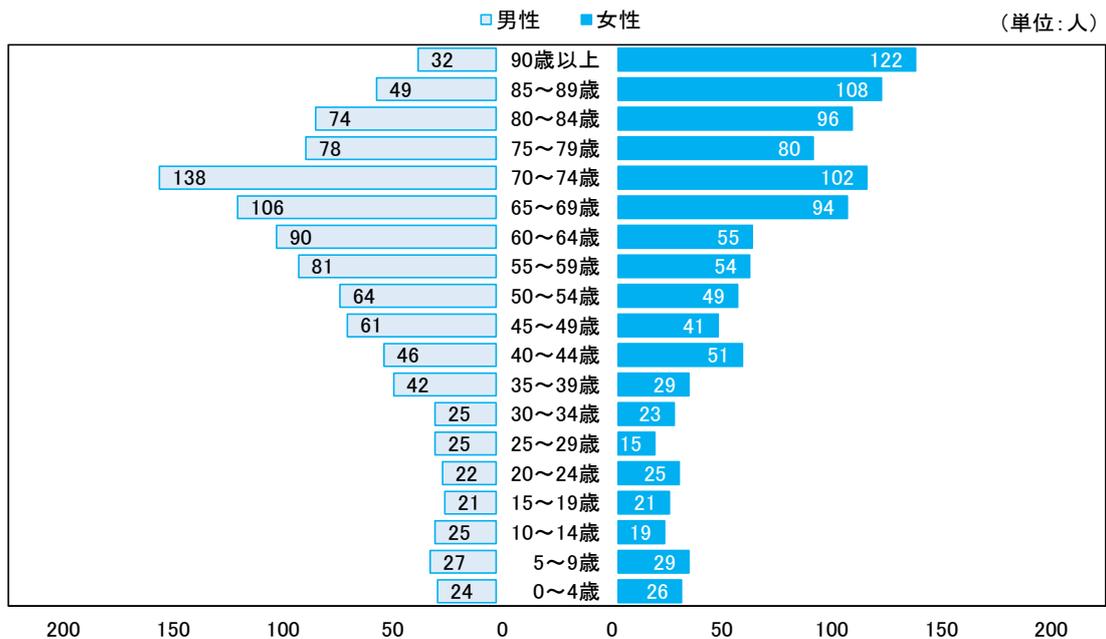


図2-4 5歳階級別人口

(3) 人口動態

本村の人口動態の推移を表 2-5 及び図 2-5 に示します。

本村の人口動態は、過去 5 年間で自然増減は令和 3 年が最も減少し、社会増減では令和 2 年が最も増加しています。

表 2-5 人口動態の推移

(単位:人)

年	自然増減			社会増減			その他	計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成29年	7	65	△58	90	72	18	1	△39
平成30年	20	82	△62	99	64	35	0	△27
令和元年	8	89	△81	65	64	1	1	△79
令和2年	8	88	△80	102	50	52	2	△26
令和3年	8	90	△82	114	72	42	△3	△43

資料:東京都の統計「人口の動き」

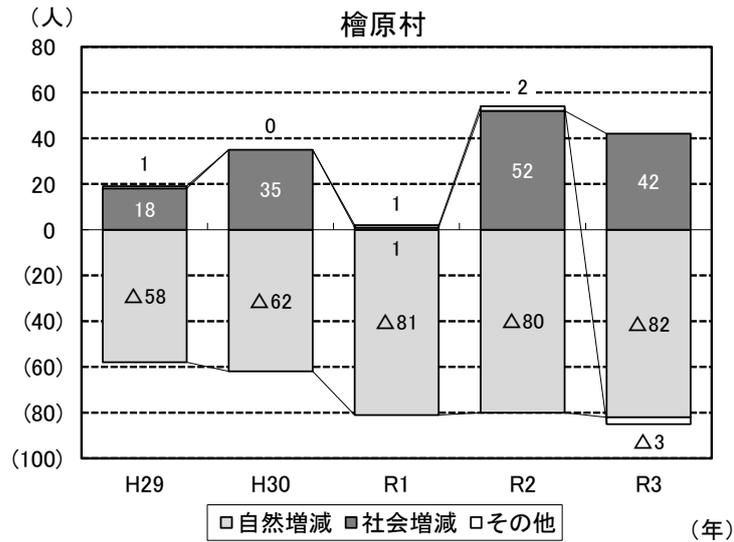


図 2-5 人口動態の推移

(4) 就業構造

本村の産業大分類別の従業者数の推移を表 2-6 及び図 2-6 に示します。また、産業別従業者数の構成割合を表 2-7 及び図 2-7 に示します。

産業別人口は、平成 12 年以降全体で減少しており、令和 2 年における全産業従業者に占める各産業別就業者の割合は、第一次産業が 4.0%、第二次産業が 20.4%、第三次産業が 75.6%となっています。

表 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	50	57	54	42	35
第二次産業	445	350	276	199	179
第三次産業	919	866	818	727	664
総数	1,414	1,273	1,148	968	878

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

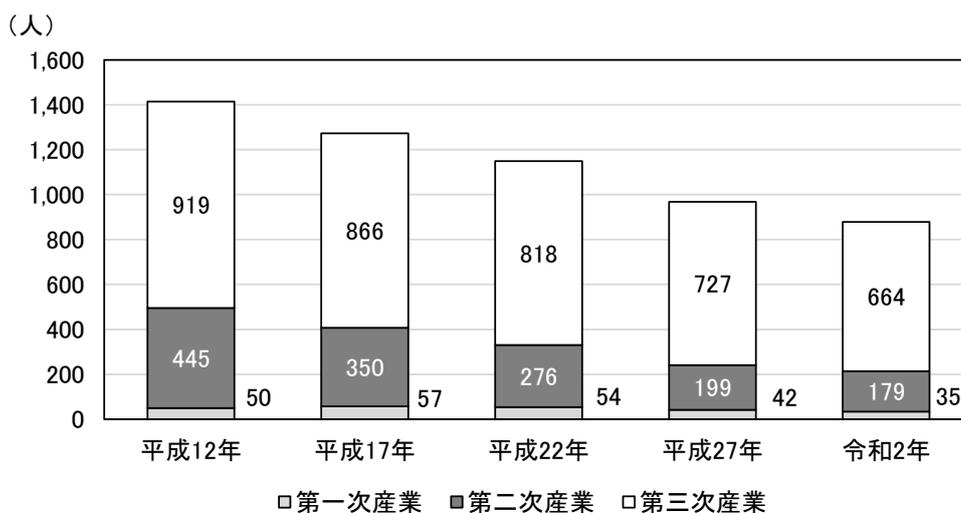


図 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

表 2-7 産業別従業者数の構成割合（令和 2 年）

（単位：人）

	檜原村	
	従業者数	割合
従業者数	878	100.0%
第一次産業	35	4.0%
農業、林業	35	4.0%
漁業	0	0.0%
第二次産業	179	20.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.5%
建設業	83	9.5%
製造業	92	10.5%
第三次産業	664	75.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
情報通信業	8	0.9%
運輸業、郵便業	44	5.0%
卸売業、小売業	88	10.0%
金融業、保険業	8	0.9%
不動産業、物品賃貸業	6	0.7%
学術研究、専門・技術サービス業	20	2.3%
宿泊業、飲食サービス業	82	9.3%
生活関連サービス業、娯楽業	44	5.0%
教育、学習支援業	26	3.0%
医療、福祉	166	18.9%
複合サービス事業	7	0.8%
サービス業	107	12.2%
公務	58	6.6%

資料：国勢調査（分類不能の産業を除く）

※ 割合は四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

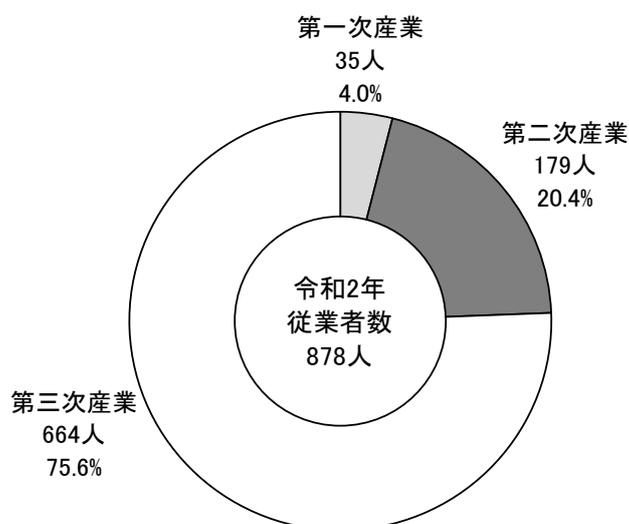


図 2-7 産業大分類別の従業者数の構成割合（令和 2 年）

(5) 土地利用

本村の地目別面積の推移を表 2-8 及び図 2-8 に示します。

令和 3 年では、山林が 84.7%を占めて、宅地は 0.9%となっています。

表 2-8 地目別面積の推移

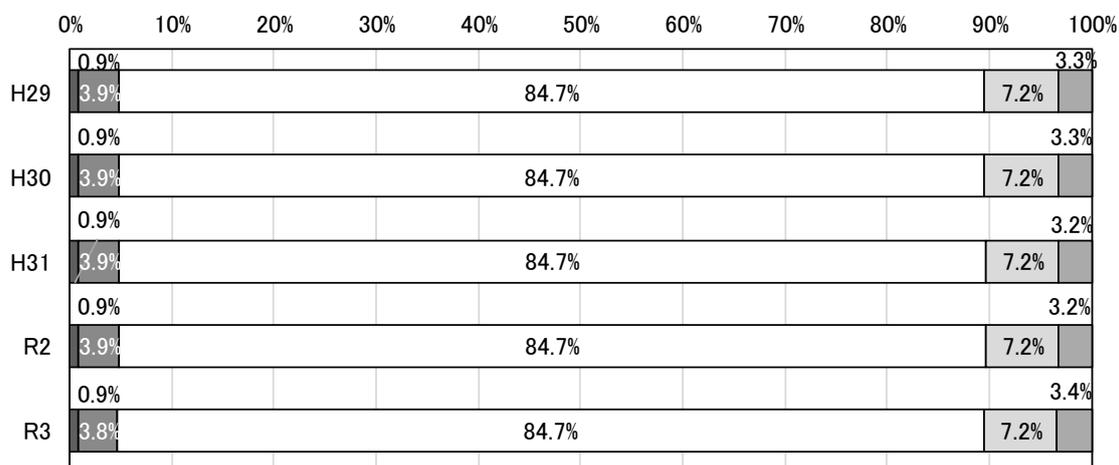
(単位:ha)

年	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未滿	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
H29	4,587.66	42.70	0.00	0.00	0.00	42.70	0.32	178.38	3,885.22	331.27	149.77
H30	4,585.71	42.77	0.00	0.00	0.00	42.77	0.32	178.40	3,883.34	331.76	149.14
H31	4,585.47	42.75	0.00	0.00	0.00	42.75	0.32	178.92	3,885.01	331.82	146.66
R2	4,578.72	42.66	0.00	0.00	0.00	42.66	0.32	177.89	3,878.05	331.68	148.11
R3	4,577.36	41.78	0.00	0.00	0.00	41.78	0.32	174.80	3,875.64	330.23	154.59

資料:東京都統計年鑑

(各年1月1日現在)

※固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



■宅地 ■田 ■畑 □山林 □その他 ■免税点未滿

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

図 2-8 地目別面積の推移

5. 歴史・文化

東京多摩地域にあり、島しょ部を除く唯一の村である本村は、原始、古代人の時代から関東の平野部と中部山岳地帯、また甲斐の甲府の交通路として、近世まで交易や軍事上の要路として知られていました。

明治 4 年に神奈川県に編入され、明治 11 年西多摩郡檜原村になりました。明治 22 年の立村以来百有余年、名称も区域もそのまま秋川源流の大自然の中で貴重な歴史を積み重ねています。

また、縄文時代の遺跡をはじめ多くの出土品が発掘されており、伝統芸能は式三番、神代神楽、囃子、太神楽、獅子舞等が連綿と伝承され、毎年初秋には各地域で盛大に上演されます。

6. 市街地・集落

本村の地区別人口の推移を表 2-9 に示します。

村内のほとんどの地区で人口は減少していますが、上元郷では増加しています。

表 2-9 地区別人口の推移

町丁名	平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
下元郷	139	70	132	65	130	64	126	63	128	65
上元郷	218	87	215	85	234	90	227	87	240	93
本宿	125	56	127	57	130	57	122	57	120	59
時坂	8	4	8	4	9	5	9	5	9	5
笹野	76	31	73	31	69	32	67	31	63	29
柏木野	121	56	118	55	112	55	104	54	100	52
出畑	85	40	84	40	80	39	74	37	71	36
下川乗	73	40	71	39	69	38	62	37	64	39
上川乗	47	23	46	23	45	23	47	25	45	23
和田	70	34	66	33	54	27	51	28	48	26
事貫	51	23	49	23	46	22	46	22	47	23
上平	46	25	46	25	48	26	46	26	44	26
笛吹	36	21	38	21	38	20	36	19	28	17
数馬下	48	25	45	23	44	24	44	26	44	26
数馬上	58	26	55	26	51	25	49	26	48	25
茅倉	22	11	20	11	19	10	19	10	21	11
千足	89	44	84	40	84	41	75	36	78	40
中里	61	21	57	20	56	20	57	20	57	20
白倉	75	36	68	35	71	36	67	32	65	32
大沢	40	17	35	16	34	15	33	14	33	14
神戸	140	60	144	63	140	64	136	63	132	64
宮ヶ谷戸	113	57	114	59	111	57	106	58	104	57
夏地	79	40	77	40	78	41	74	40	69	40
湯久保	36	22	34	22	38	23	37	22	35	23
小岩	108	47	110	48	104	47	108	48	106	51
尾根通	9	6	10	6	7	5	4	3	4	3
笹久保	37	23	39	25	36	23	35	21	34	21
日向平	19	11	19	11	19	11	20	12	19	11
中組	26	17	22	14	23	13	24	13	29	15
倉掛	28	16	26	16	26	16	24	16	23	15
笛吹2	97	97	109	109	—	—	—	—	—	—
笹野2	—	—	—	—	116	116	116	116	115	115
宮ヶ谷戸2	103	103	103	103	96	96	93	93	89	89
計	2,283	1,189	2,244	1,188	2,217	1,181	2,138	1,160	2,112	1,165

資料：檜原村「自治会別人口と世帯数」(各年1月1日)

7. 交通

本村内の道路は、主要地方道第 33 号線、都道 205 号線、同 206 号線の 3 路線が基幹道路としてほぼ整備され重要な役割を果たしています。本村とあきる野市、青梅市方面を結ぶ主要地方道第 33 号線は、観光シーズンの渋滞や規定雨量を超えた場合の通行止めなど住民生活に支障をきたすこともあり、迂回や代替えとなる道路の整備が課題となっています。

幹線道路と各集落内を結ぶ生活道路としての村道は整備が進んでいるものの、舗装の補修や老朽化した橋梁等の維持管理、人口の減少や高齢化世帯の増加に伴う地域の除雪力の減少が課題となっています。

第2節 将来計画

本村では、「森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村」の実現に向け、「第5次檜原村総合計画」を策定しました。ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。そのほかにも檜原村特有の資源を有効活用しながらCO₂の排出削減を図り、村の課題の解決に向けた「檜原村地域再生可能エネルギー導入計画」を令和3年度に策定しました。

「第5次檜原村総合計画」	
平成26年度～令和5年度	
ごみに関する施策	<p>不法投棄や公害の防止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関や自治会等と連携し、不法投棄の監視体制の強化や不法投棄防止の啓発活動の推進に努めます。 2 観光客等にごみの持ち帰りやごみのポイ捨て防止、自然環境の保全についてのPRや意識啓発に関係機関と連携して取り組みます。 <p>循環型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物減量等推進審議会と連携し、ごみの減量化を推進するとともに、生ごみ処理機器購入への補助や資源回収団体への助成等を通してごみの再資源化を推進します。 2 ごみの分別について、啓発の強化に努めるとともに、高齢化に対応した収集を推進します。 3 太陽光や水力、木質資源など自然エネルギーを利用した、環境負荷の少ない再生可能エネルギーについての情報収集や導入に努めます。
生活排水に関する施策	<p>自然環境の保全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水質汚濁防止のため、河川の定点水質検査を定期的実施するとともに、水質保全についての広報・啓発に努めます。 <p>環境衛生・環境美化の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 し尿の収集処理については、更なる効果的な体制整備を図るとともに、下水道未整備地区への浄化槽設置促進及び維持管理のための補助制度を充実します。 2 地域での環境美化活動の推進を講じるとともに、生活雑排水への意識向上についての啓発に努めます。 <p>下水道整備の推進・計画的な維持管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接続率の向上のため、下水道整備についての広報・啓発活動を推進するとともに、供用区域において個別相談等を実施します。 2 高齢者世帯や低所得者等に対する、下水道接続に係わる費用の負担軽減について制度の見直しを検討します。 3 補助制度を活用し下水道整備区域外の浄化槽設置を促進します。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。)において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和2年度ですが、令和2年度以降は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定。以下「第四次循環基本計画」という。)等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標を表2-10に示します。

表2-10 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日
再生利用の割合※	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

※再生利用の割合は、資源化率を表します。

また、国は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)第15条第1項に基づき、平成30年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画の数値目標を表2-11に示します。

表2-11 第四次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減
家庭系ごみ (資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減
事業系ごみ	約1,100万トン 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減

2. 東京都の目標

東京都は、令和3年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。これまでのリデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとした資源循環社会づくりの取組を更に推し進め、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げ、持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

東京都の数値目標を表2-12に示します。

表2-12 東京都の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	令和12年度に410万トン
一般廃棄物再生利用率	令和12年度に37%
一般廃棄物最終処分量	令和12年度に19万トン
プラスチック焼却削減量 (平成29年度比)	令和12年度に40%削減
食品ロス削減量	令和12年度に82千トン削減(家庭系)

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の沿革

昭和48年7月に秋川市、五日市町（平成7年9月合併、現あきる野市）、日の出村（現日の出町）及び檜原村で組合を設立し、昭和52年度に焼却能力150t/日の焼却処理施設が完成し、昭和53年度には粗大ごみ処理施設と第1御前石最終処分場（施設）が完成しました。

平成4年度には、燃やせないごみの減容化と資源を効率よく資源化するために不燃物処理・資源化施設が完成し、平成12年度には当初設置した最終処分場の埋立が完了したため、隣接して第2御前石最終処分場を設置しました。

その後、平成23年10月に、奥多摩町が組合に加入しました。

また、平成26年3月には、新ごみ処理施設として熱回収施設が完成しました。

なお、秋川衛生組合の解散に伴い、平成27年4月から組合において事務を継承し、し尿処理業務を行っています。

年月日	内容
昭和48年7月2日	西秋川衛生組合（構成市町村：秋川市、五日市町、日の出村及び檜原村）が設立
昭和52年1月	焼却処理施設本体工事着手
昭和53年4月	焼却処理施設稼働処理能力：150t/日（75t炉×2基）
昭和54年1月	粗大ごみ処理施設完成処理能力：30t/日（5時間）
昭和54年3月	第1御前石最終処分場完成埋立容量：97,000m ³
平成4年9月	不燃物処理・資源化施設完成処理能力：不燃20t/日（5時間）資源20t/日（5時間）
平成13年3月	第2御前石最終処分場完成埋立容量：87,000m ³
平成13年3月	第1御前石最終処分場埋立完了
平成23年10月	西秋川衛生組合に奥多摩町が加入
平成26年3月	西秋川衛生組合「熱回収施設」完成
平成27年4月	秋川衛生組合の解散に伴い、し尿処理業務を実施
平成28年3月	西秋川衛生組合「リサイクル施設」完成
平成31年3月	西秋川衛生組合「汚泥再生処理センター」完成

第2節 ごみ処理の現状

1. 分別区分と排出方法

本村では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源（缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル、白色トレイ、使用済小型電子機器）」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の区分で排出しています。また、粗大ごみ以外をステーション収集方式、若しくはごみステーションへ出すことが困難な高齢者や障がい者を対象に戸別収集方式とした収集形態とし、粗大ごみは申込制としています。

本村の家庭系ごみの分別区分及び排出形態を表 3-1 に示します。

表 3-1 分別区分及び排出形態

区分	主な内容	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・紙おむつ 	2回/週	指定袋
	・木の枝(50cm 以下)	2回/週	ひもで束ねる
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類 ・ガラス類 ・鋭利なもの(釘、包丁など) ・小型家電などの金属を多く含む混合物 	2回/月	指定袋
資源	・缶・金属類	2回/月	コンテナ
	・びん類	2回/月	コンテナ
	・紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック)	2回/月	ひもで束ねる
	・布類	2回/月	ひもで束ねる
	・ペットボトル	2回/月	コンテナ
	・白色トレイ	2回/月	コンテナ
	・使用済小型電子機器	2回/月	コンテナ
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶 ・カセット式ガスボンベ ・ライター ・乾電池 ・水銀タイプの体温計 ・蛍光管 	2回/月	コンテナ及び指定袋
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・50cmを超えるもの ・5kgを超えるもの ・指定袋に入らないもの 	申込制	—

令和4年4月1日現在

また、家庭系ごみについては、可燃ごみと不燃ごみの各指定袋での排出となっています。粗大ごみは事前に申込をして戸別で収集を依頼する方法、高尾清掃センターに直接搬入し手数料を支払う方法のどちらかを選択できます。

事業所ごみは自己処理が原則ですが、住宅併設（併用）事業所などの少量排出事業者の可燃ごみや不燃ごみについては、それぞれ指定袋で排出することができます。

家庭系ごみと事業系ごみの指定袋の価格を表 3-2 に示します。

表 3-2 指定袋の価格

区分		容量	価格 (10枚1組)
家庭系ごみ	可燃ごみ	10L	販売店による
		20L	
		40L	
	不燃ごみ	10L	
		30L	
事業系ごみ	可燃ごみ	20L	800円
		40L	1,600円
	不燃ごみ	15L	600円
		30L	1,200円

令和4年4月1日現在

2. 処理フロー

排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。

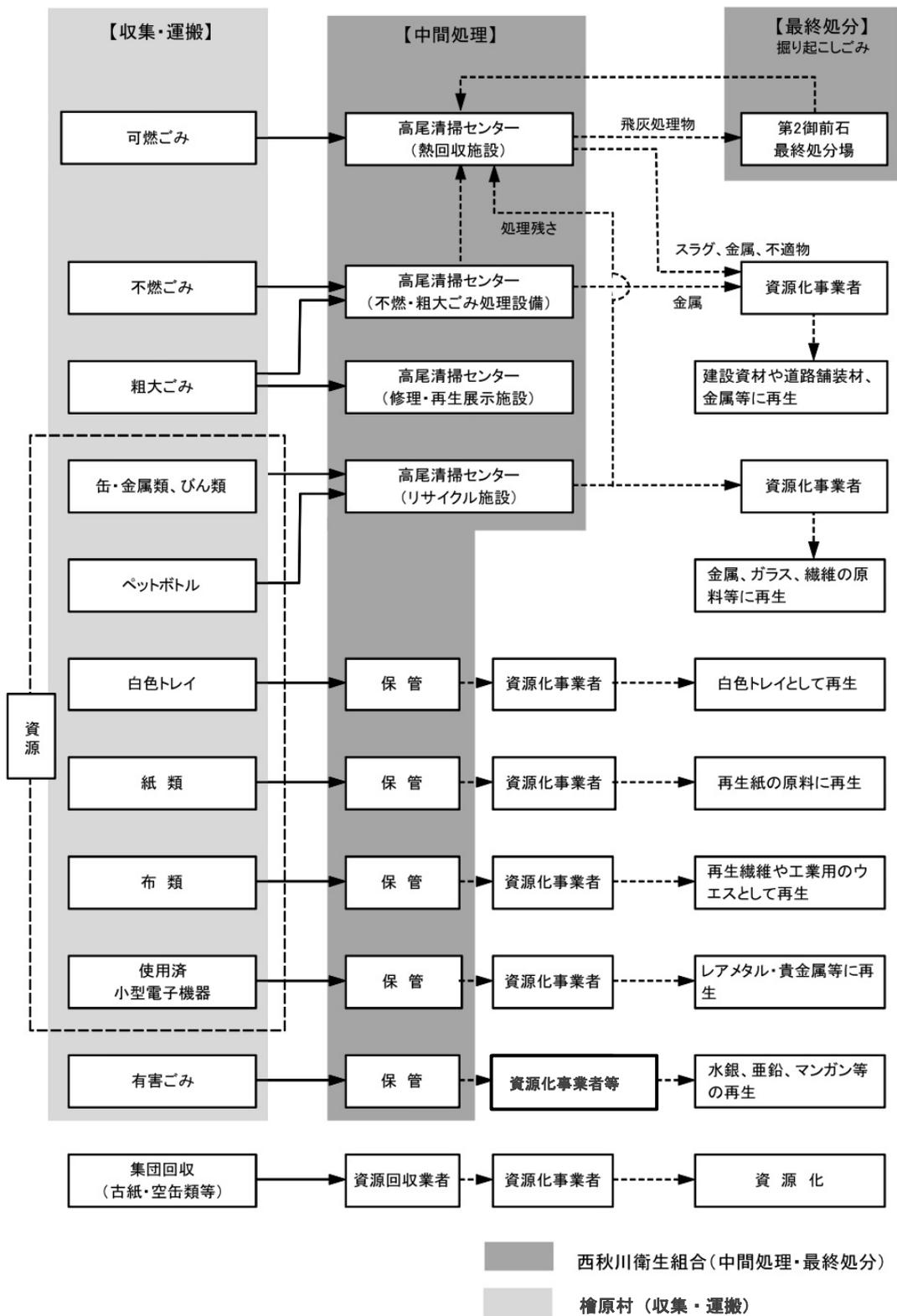


図 3-1 ごみ処理フロー

3. 処理体制

ごみの収集・運搬は、委託で行っています。

各処理施設の管理主体は組合ですが、運営・維持管理については、熱回収施設ではD B O方式³を採用し、民間事業者に委託しています。

処理体制を表 3-3 に示します。

表 3-3 処理体制

事業区分		管理主体	運営方法
収集・運搬		檜原村	委託
中間処理	熱回収施設	西秋川衛生組合	委託
	不燃・粗大ごみ処理設備		
	リサイクル施設		
最終処分		西秋川衛生組合	委託

令和4年4月1日現在

³ Design Build Operate の略で、公共が資金調達を負担し、民間事業者に設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委託する方式。

4. 中間処理の概要

(1) 中間処理施設

本村から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみは、組合の高尾清掃センターにおいて、あきる野市、日の出町、奥多摩町と共同処理を行っています。この施設では、ガス化溶融炉で発生した熱を回収し、蒸気タービン発電機で発電し施設内で利用するとともに、余剰電力を売却しています。

なお、資源の一部（白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類）及び有害ごみについては、ストックヤードに保管後に資源化事業者、有害ごみ処理委託事業者に引渡しています。缶、びん、ペットボトルについては、選別、圧縮、圧縮梱包後、資源化事業者に引き渡しています。

高尾清掃センターの概要を表 3-4 に示します。

表 3-4 高尾清掃センターの概要

施設の名称	西秋川衛生組合 高尾清掃センター		
所在地	東京都あきる野市高尾 521 番地		
処理施設	熱回収施設		リサイクル施設
	熱回収施設	不燃・粗大ごみ処理設備	
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	資源 有害ごみ
処理能力	117t/日 (58.5t/24h×2系列)	27t/日 (5h)	11.2t/日 (5h)
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式ガス化溶融炉)	破碎・選別	選別、圧縮、梱包
竣工年度	平成 25 年度		平成 27 年度

(2) ごみの性状

組合では、毎月1回ごみの性状調査を行っており、平成29年度から令和3年度までのごみの性状を表3-5に示します。

ごみの組成は、紙類、生ごみ類、プラスチック類（固形系）、プラスチック類（フィルム系）の順で高い割合を占めています。

表3-5 ごみの性状

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
物理組成 (乾燥物当たり)	紙類	44.3	28.3	24.7	29.8	27.2	30.9
	生ごみ類	10.3	20.3	17.9	15.7	18.0	16.4
	布類	5.4	5.6	5.8	6.3	5.6	5.7
	草木類	11.7	8.8	11.4	9.9	12.4	10.8
	プラスチック類 (フィルム系)	10.9	14.2	12.0	11.6	13.9	12.5
	プラスチック類 (固形系)	10.8	12.5	12.6	15.5	12.4	12.8
	ゴム・皮革類	0.8	0.3	1.1	0.2	0.3	0.5
	その他類	2.1	4.9	5.7	4.0	3.4	4.0
	金属類	1.1	1.0	2.3	0.9	0.4	1.1
	非鉄類	0.9	1.1	1.6	0.6	0.5	0.9
	ガラス類	1.0	1.0	1.7	0.1	0.7	0.9
	セトモノ・砂・石類	0.7	2.0	3.3	5.7	5.2	3.4
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
見掛比重	kg/L	0.173	0.124	0.142	0.125	0.124	0.138
三成分	水分	46.5	45.4	45.5	45.7	49.1	46.4
	灰分	6.6	7.0	11.9	8.7	8.7	8.6
	可燃分	46.9	47.7	42.6	45.6	42.2	45.0
低位発熱量(計算値)	kJ/kg	7,668	7,835	6,880	7,446	6,717	7,309
	kcal/kg	1,832	1,872	1,644	1,780	1,605	1,747

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

(3) 維持管理状況

熱回収施設が稼動した平成26年度以降の排ガス分析結果については、1号系、2号系共に大気汚染防止法に基づく排出基準を下回っています。一部の項目で過去において自主基準値を超過したものの、現在は全ての項目において自主基準値を満たしています。

5. 最終処分の概要

(1) 最終処分場

高尾清掃センターから発生した溶融飛灰は、組合の最終処分場に埋立処分しています。

令和4年度まで、延命化を図るため、埋め立てたごみを掘り起こし、そのごみを熱回収施設で処理する再生事業を行ってきました。

最終処分場の概要を表3-6に示します。

表3-6 最終処分場の概要

施設の名称	第2御前石最終処分場	
所在地	東京都あきる野市網代 483 番地外	
形式・処理方法	準好気性	
埋立面積	1.01ha	
容量	87,000m ³	
廃棄物処分容量	70,000m ³	
埋立予定期間	平成13～平成25年度	平成26～令和25年度
埋め立て廃棄物の種類	—	溶融飛灰
竣工年度	平成12年度	

(2) 維持管理状況

平成29～令和3年度に第2御前石最終処分場において実施したダイオキシン類の調査結果を表3-7に示します。

いずれも基準値以下となっています。

表3-7 ダイオキシン類の調査結果

(単位:pg-TEQ/L)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		基準値※
	7月7日	1月12日	7月6日	1月11日	7月5日	1月10日	7月10日	1月8日	7月9日	1月7日	
浸出水	0.00028	0.00033	0.00045	0.0073	0.0033	0.014	0.0085	0.0081	0.0021	0.16	—
処理水	0.00023	0.00021	0.0013	0.0063	0.0085	0.0011	0.0012	0.000060	0.006	0.029	10
地下水	0.019	0.019	0.019	0.041	0.041	0.029	0.043	0.420	0.057	0.080	1
上部観測井水	0.020	0.019	0.029	0.019	0.044	0.033	0.025	0.490	0.024	0.083	1
下部観測井水	0.080	0.019	0.020	0.023	0.220	0.032	0.079	0.046	0.023	0.093	1

資料: 西秋川衛生組合「御前石排水処理センター環境報告」

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)に示される基準、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年総理府・厚生省令第2号)

6. 排出抑制対策の状況

本村で取り組んでいる排出抑制対策や環境美化対策を示します。

(1) 資源集団回収奨励金制度

【実施対象団体】

村内の自治会、PTA、子ども会、その他の各種団体やグループ等

【対象品目】

- ・古紙類：1kgにつき12円
- ・びん類：1本につき12円

表 3-8 集団回収の実績

(単位:t)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
回収量	10.258	6.860	6.748	1.215	0.890
紙類	9.145	6.245	6.165	1.120	0.795
アルミ	0.472	0.205	0.223	0.095	0.095
スチール	0.011	0.005	0.018	—	—
びん類	0.630	0.405	0.342	—	—

※びん類は一升びんを 950g/本、ビールびんを 380g/本として算出しました。

(2) 生ごみの堆肥化

【生ごみ処理機器購入費補助金制度】

処理機 1 基につき購入価格の 2 分の 1 とし、30,000 円を限度

表 3-9 生ごみ処理機器等の補助実績

(単位:基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生ごみ処理機器	2	1	—	—	2

(3) 不法投棄対策

不法投棄の防止には住民の協力が欠かせないことから、監視のご協力の必要性を周知するため、広報紙に掲載しています。

また、不法投棄が頻発している地域には看板や監視カメラを設置しています。

(4) マイバッグの持参

住民のマイバッグの持参を推奨し、全戸にマイバッグを配布する等、レジ袋削減に努めています。

(5) ごみ処理施設の見学会（組合）

小学校等を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施し、ごみ減量化に対する理解を深めています。なお、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため、見学会は中止しました。

また、高尾清掃センター内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる3Rの普及啓発を行っています。

表 3-10 施設見学会参加人数

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
見学者数	11	13	10	—	—

7. 排出量の実績

(1) 総排出量

本村のごみ排出量の実績を表 3-11 及び図 3-2 に示します。また、令和 3 年度の区分別の排出割合を図 3-3 に示します。

本村の集団回収を含めた総排出量は、令和 3 年度が過去 5 年間で最も減少しました。種類別では、過去 5 年間で資源及び有害ごみは減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

令和 3 年度の排出割合は、可燃ごみが 71.3%、資源及び有害ごみが 19.3%を占めています。

表 3-11 ごみ排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口	人	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074
年間日数	日	365	365	366	365	365
排出量	t/年	813	826	817	853	806
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575
委託	t/年	578	585	572	581	575
許可	t/年	0	0	0	0	0
持込	t/年	1	1	1	1	0
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15
委託	t/年	13	13	12	17	15
持込	t/年	0	0	0	0	0
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60
委託	t/年	41	41	52	58	42
持込	t/年	9	12	10	22	18
資源及び有害ごみ	t/年	171	174	170	174	156
集団回収	t/年	10	7	7	1	1
紙類	t/年	9	6	6	1	1
鉄類	t/年	0	0	0	0	0
アルミ	t/年	0	0	0	0	0
びん類	t/年	1	0	0	0	0
総排出量	t/年	823	833	824	854	807

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年 10 月 1 日)

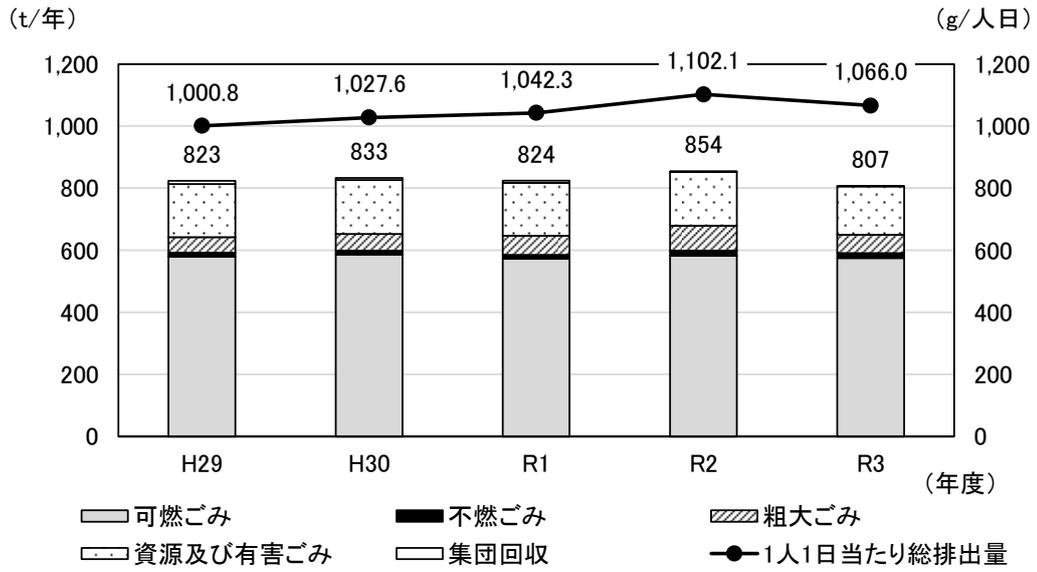


図 3-2 ごみ排出量の実績

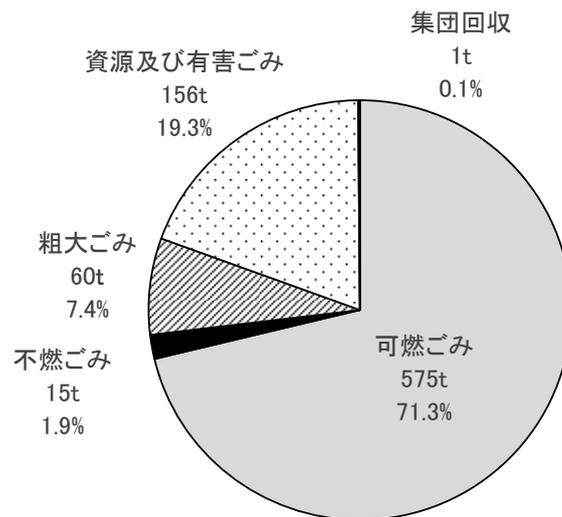


図 3-3 令和 3 年度の区分別の排出割合

(2) 1人1日当たり総排出量

1人1日当たり総排出量の実績を表3-12及び図3-4に示します。

令和3年度の本村の1人1日当たり総排出量は1,066g/人日であり、令和2年度より減少していますが、平成29年度から増加傾向です。

また、全国平均や東京都平均と比較すると、本村の1人1日当たり総排出量は、全国平均、東京都平均を上回っています。

表3-12 1人1日当たり総排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たり総排出量	g/人日	1,000.8	1,027.6	1,042.3	1,102.1	1,066.0
全国平均	g/人日	920	919	918	901	—
東京都平均	g/人日	888	875	871	839	—

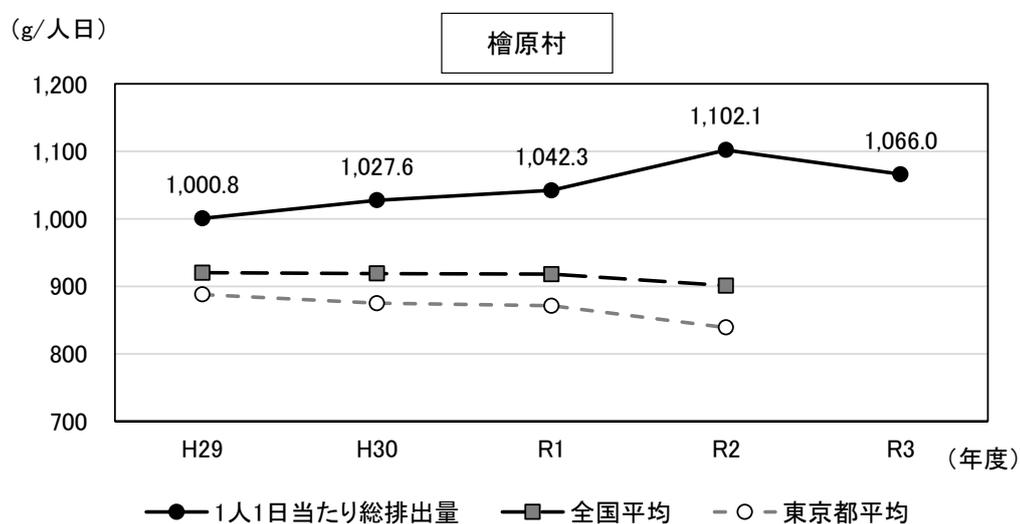


図3-4 1人1日当たり総排出量の実績

8. 処理・処分の実績

(1) 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績を表 3-13 に示します。搬入量は平成 29 年度から令和元年度まで約 700t 程度で推移していましたが、令和 2 年度に増加し、令和 3 年度は減少に転じました。

表 3-13 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	710	731	721	753	712
可燃ごみ t/年	579	586	573	582	575
不燃ごみ t/年	13	13	12	17	15
粗大ごみ t/年	50	53	62	80	60
可燃残渣 t/年	6	6	7	8	7
掘り起こしごみ t/年	62	65	61	60	50
助燃剤※ t/年	-	8	6	6	5
災害ごみ t/年	0	0	0	0	0
搬出物 t/年	97	115	126	134	114
焼却残渣(飛灰) t/年	33	34	37	38	35
スラグ t/年	42	64	70	73	57
アルミ類 t/年	1	1	2	2	2
ミックスメタル t/年	0	1	0	0	0
鉄 t/年	9	9	10	9	8
鉄(不燃・粗大) t/年	5	6	7	8	6
非鉄 t/年	0	0	0	0	0
破碎不適物 t/年	7	0	0	4	6

※助燃剤:汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率 70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成 30 年 10 月以前は、民間業者に処理を委託していました。

(2) リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量の実績を表 3-14 に示します。

搬入量は、過去 5 年間で令和 3 年度が最も減少しています。

表 3-14 リサイクル施設への搬入量の実績

区分\年度	H29	H30	R1	R2	R3	
リサイクル施設搬入量 t/年	171	174	170	174	156	
搬出物	処理残渣 t/年	6	6	7	8	7
	資源物 t/年	160	164	157	158	145
	選別有害物 t/年	1	2	2	1	1

(3) 資源化量と資源化率

資源化量と資源化率の実績を表 3-15 及び図 3-5 に示します。

資源化率は令和元年度に 30.9%となりましたが、令和 2 年度以降は減少しています。

表 3-15 資源化量と資源化率の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	t/年	235	254	255	256	226
	熱回収施設	64	81	89	96	79
	リサイクル施設	161	166	159	159	146
	集団回収	10	7	7	1	1
資源化率	%	28.6	30.5	30.9	30.0	28.0

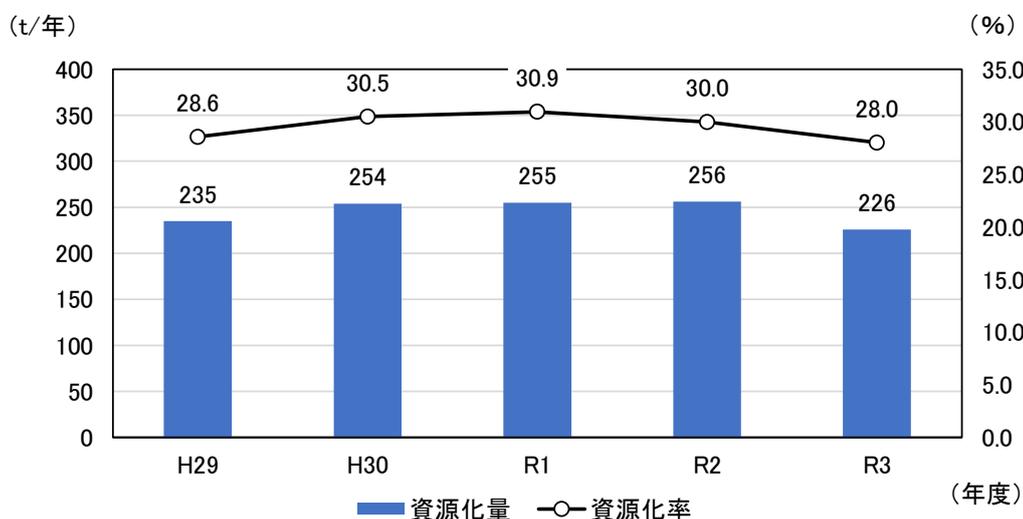


図 3-5 資源化量と資源化率の実績

(4) 最終処分

最終処分量の実績を表 3-16 に示します。

表 3-16 最終処分量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
埋立量	t/年	33	34	37	38	35
	焼却残渣(飛灰)	33	34	37	38	35

9. ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較（令和2年度）を表3-17及び図3-6に示します。

類似市町村の平均値と比較すると、本村では「人口1人1日当たり総排出量」は平均値よりやや高い排出量ですが、「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は非常に良好です。また、「人口1人当たり年間処理経費」は平均値よりやや高額となっており、「最終処分減量に要する費用」はやや良好となっています。

表3-17 類似市町村との比較（令和2年度）

	檜原村	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量(g/人日)	1,102	1,022
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	30.0%	17.2%
廃棄物のうち最終処分される割合	4.4%	14.8%
人口1人当たり年間処理経費(円)	32,224	28,522
最終処分減量に要する費用(円)	77,919	85,013

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2年度実態調査結果)

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。

※構成市町村の1人1日当たり総排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合は、本計画で整理した令和2年度値を使用した。

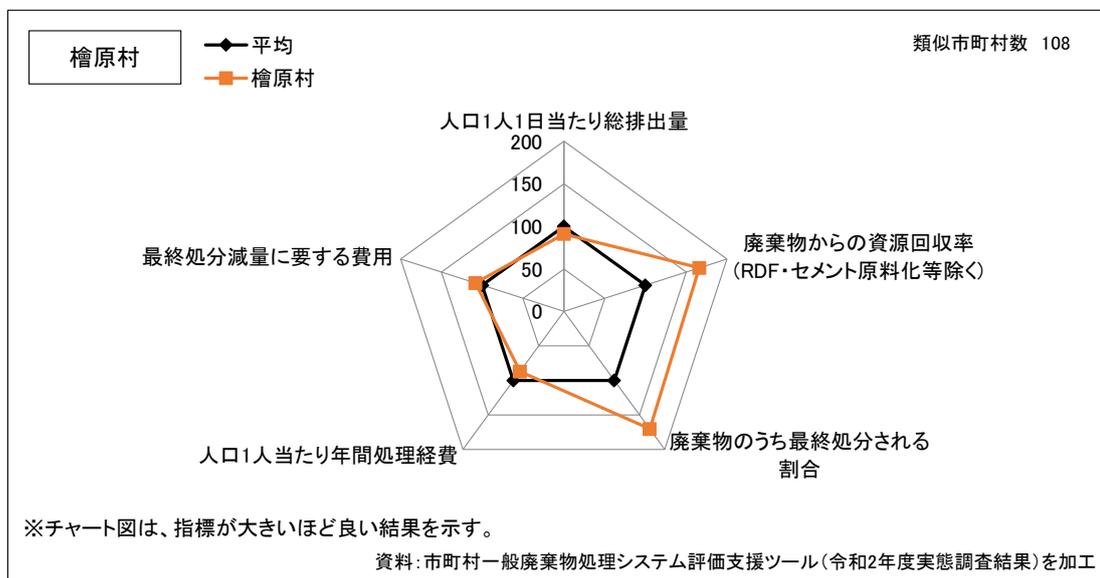


図3-6 類似市町村との比較（令和2年度）

第3節 目標達成状況と課題

1. 排出抑制

本村の総排出量は、平成29年度から令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、令和2年度に増加し、令和3年度は減少に転じています。1人1日当たり総排出量は令和2年度に増加しましたが、これは、新型コロナウイルスの拡大に伴い、新しい生活様式の定着によるごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。

また、資源化率は類似市町村よりも高いものの、令和元年度をピークに減少しています。

表3-18に示すように、前計画の目標値と令和3年度を比較すると、1人1日当たり総排出量の目標が未達成であること、資源化率も未達成であることから、今後も可燃ごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理機器等の普及促進や食品廃棄物の削減等によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

表3-18 実績と前計画の目標値

		実績	前計画の目標値	
		令和3年度	令和7年度	令和14年度
檜原村	1人1日当たり排出量 (資源・集団回収を除く) g/人日	858.6	723.6	668.0
	資源化率 %	28.0	33	35
	最終処分量 t/年	35	23	19

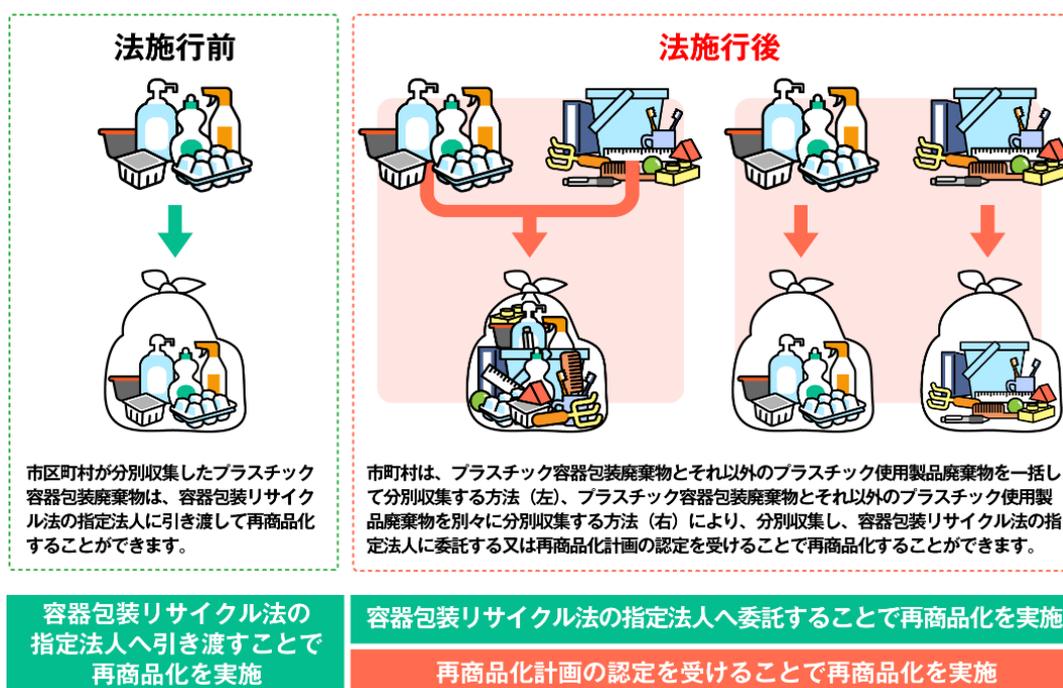
凡例(実績): 達成、未達成

2. 収集・運搬

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表 3-19 に示すように、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本村から排出されるプラスチック類は、可燃ごみとして焼却していることから類型はⅠとなり、類型Ⅱ、さらには類型Ⅲへの段階的な取組が求められています。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、組合や組合の構成市町村とともに検討することが必要となっています。



資料：環境省

表 3-19 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型 I	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型 II	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型 III	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

資料:ごみ処理基本計画策定指針(環境省)

3. 最終処分

最終処分量は、熱回収施設の整備により焼却飛灰のみの埋立となったため、平成 25 年度の 83 t から令和 3 年度の 35t と大きく減少しました。貴重な最終処分場を使用しているため、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

なお、第 2 御前石最終処分場は、平成 26 年度から再生事業により、埋め立てごみの掘り起こしを行っていたため、最終処分場の減容化が進んでいます。

4. 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた類似市町村との比較では、本村の「人口 1 人当たり年間処理経費」は平均値よりやや高額となっています。

よって、処理コスト低減のため、引き続き、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

基本方針Ⅰ：

循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

基本方針Ⅱ：

適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

基本方針Ⅲ：

生活環境・自然環境の確保



適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

基本方針

目 標（令和 14 年度）
・1 人 1 日当たりごみ排出量（資源除く）：666.9g/人日
・資源化率：約 35%
・最終処分量：19t/年

循環型社会形成の推進
適正処理・処分の推進
生活環境・自然環境の確保

発生抑制・排出抑制計画

- 循環型社会の形成
- ① 食品ロスの削減
 - ② 体験学習の場の構築
 - ③ 学校教育に対する支援、協力、協働
 - ④ 出張授業や収集車の展示説明会等の実施
 - ⑤ 広報・啓発活動
 - ⑥ 水切りの徹底
 - ⑦ 生ごみの堆肥化についての普及啓発
 - ⑧ 住民感覚の 3 R の推進
 - ⑨ 観光ごみ持ち帰りの啓発運動
 - ⑩ 不用品交換情報の発信
 - ⑪ 資源収集日の調整（増加）
 - ⑫ 資源回収団体についての補助内容の見直し
 - ⑬ ごみ減量に向けた標語やポスターの募集
 - ⑭ 資源分別の徹底
 - ⑮ 集団回収等の実施
 - ⑯ ごみの戸別収集・有料化の検討

- 適正処理・処分の推進
- ① 熱回収
 - ② 最終処分場再生

- 生活環境・自然環境の確保
- ① 持込みごみの受入
 - ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減
 - ③ 清掃工場の適正管理
 - ④ 最終処分場の適正管理

減量化・資源化のための役割分担

収集・運搬計画

中間処理計画

最終処分計画

その他の廃棄物対策

図 4-1 施策体系図

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

1. 推計方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線にあてはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行います。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。

この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5 年先、10 年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。なお、推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

推計式の種類	模式図	特徴
①一次傾向線 $y=a+b \cdot x$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y=a \cdot b^x$ ($a>0, 0<b<1$)		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y=a \cdot x^b$ ($a>0, b<0$)		実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的当てはまりが良い。
④対数曲線 $y=a+b \cdot \log x$ ($x>0$)		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987年8月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の3つである。3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

2. 人口の見通し

本村の将来人口は、令和3年3月に策定した「第2期人口ビジョン・総合戦略」より、令和42年度に700人とします。その間の年度については直線補間により設定します。

将来人口の予測結果を表4-2に示します。

表4-2 将来人口の予測結果

区分	年度	人口(人)
実績	H29	2,253
	H30	2,221
	R1	2,160
	R2	2,123
	R3	2,074
予測	R4	2,039
	R5	2,004
	R6	1,969
	R7	1,934
	R8	1,899
	R9	1,864
	R10	1,829
	R11	1,794
	R12	1,759
	R13	1,724
	R14	1,689

3. モデルケースの設定

本計画の目標値設定にあたり、以下のようにモデルケースを設定します。

表 4-3 モデルと内容 (例)

モデル		内容	目標年度における 数値目標等の設定
モデル 1	モデル 1-1	・分別の徹底による資源化の向上 (現在実施している施策の強化)	・可燃ごみ中の紙類等約 46g/ 人日を資源に分別
	モデル 1-2	・生ごみの水切りの徹底や食べ残し等の削減による排出抑制(現在実施している施策の強化) ・食品ロス・食品廃棄物の削減対策(現在実施している施策の強化)	・生ごみの水分約 81g/人日を水切りの徹底や食べ残し等の削減により排出抑制 ・食品ロスの削減として約 26g/ 人日を排出抑制
モデル 2	モデル 2-1	・プラスチックの分別(新しい施策)	・可燃ごみ中のプラスチック約 19g/人日を資源に分別
	モデル 2-2	・事業系ごみの排出抑制(新しい施策)	・事業系ごみの排出抑制として可燃ごみの 40%(約 58g/人日)を排出抑制

【数値目標等の設定例】

紙類の分別: R3 可燃ごみ 759.6g × 分別 6%(想定値) = 45.6g/人日

水切りの徹底や食べ残し等の削減: R3 可燃ごみ 759.6g × 生ごみ 28% ×

水切りの徹底や食べ残し等の削減 38%(想定値) = 80.8g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、乾ベースでは表 3-5(P26)より過去 5 年間の平均が 16.4%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 28%(湿ベース換算)と想定します。

食品ロス: R3 可燃ごみ 759.6g × 生ごみ 28% × 食品ロス 32.4% × 削減 38%(想定値) =

26.2g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合については、前段で記載したとおり 28%と想定し、食品ロスの割合は「令和 3 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」より、令和 2 年度の 32.4%と想定します。

プラの分別: R3 可燃ごみ 759.6g × プラの割合 18.9% × 分別 13%(想定値) = 18.7g/人日

※可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、乾ベースでは表 3-5(P26)より過去 5 年間の平均が 25.3%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 18.9%(湿ベース換算)と想定します。

事業系ごみ: R3 可燃ごみ 759.6g × 事業系ごみの割合 19% × 削減 40%(想定値) = 57.7g/人日

※事業系ごみの割合は、令和 2 年度の環境省一般廃棄物処理実態調査結果より、多摩地域の可燃ごみにおける事業系可燃ごみの平均割合から 19%と想定します。

表 4-4 モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1	現状の施策を継続した場合
ケース2	モデル1を実施した場合
ケース3	モデル1とモデル2を全て実施した場合

4. 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）

現状の施策を継続した場合（ケース1）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-5 現状の施策を継続した場合のごみ排出量（ケース1）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074	2,039	2,004	1,969	1,934	1,899	1,864	1,829	1,794	1,759	1,724	1,689	(1)	檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	813	826	817	853	806	812	807	796	787	777	769	756	744	733	722	708	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575	566	562	554	547	539	533	523	515	507	499	489	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	578	585	572	581	575	566	562	554	547	539	533	523	515	507	499	489	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(8)	(19) × (1) × (2)
委託	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(11)	(20) × (1) × (2)
委託	t/年	41	41	52	58	42	49	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	(12)	(11) × R3の割合 70.00%
持込	t/年	9	12	10	22	18	21	21	21	22	22	22	22	21	21	21	21	(13)	(11) - (12)
資源及び有害ごみ	t/年	171	174	170	174	156	161	159	156	153	151	149	146	143	140	138	135	(14)	(21) × (1) × (2)
集団回収	t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(15)	(22) × (1) × (2)
総排出量	t/年	823	833	824	854	807	813	808	797	787	777	769	756	744	733	722	708	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	1,000.8	1,027.6	1,042.3	1,102.1	1,066.0	1,092.4	1,101.6	1,109.0	1,114.9	1,121.0	1,127.2	1,132.4	1,136.2	1,141.7	1,144.2	1,148.4	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	704.1	722.9	724.8	751.1	759.6	760.5	765.7	770.2	774.2	777.7	780.9	783.8	786.5	789.0	791.3	793.5	(18)	対数曲線
不燃ごみ	g/人日	15.8	16.0	15.2	21.9	19.8	20.4	20.9	21.3	21.6	22.0	22.3	22.5	22.8	23.0	23.3	23.5	(19)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	60.8	65.4	78.4	103.2	79.3	93.7	96.7	99.3	101.6	103.7	105.5	107.2	108.8	110.2	111.6	112.8	(20)	対数曲線
資源	g/人日	207.9	214.6	215.0	224.5	206.1	216.1	216.6	217.1	217.4	217.8	218.1	218.3	218.6	218.8	219.1	219.3	(21)	べき乗曲線
集団回収	g/人日	12.2	8.6	8.9	1.3	1.3	1.3	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	(22)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	780.7	804.3	818.4	876.2	858.6	874.6	883.3	890.8	897.4	903.4	908.7	913.5	918.1	922.2	926.2	929.8	(23)	(18) + (19) + (20)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-6 現状の施策を継続した場合の処理処分量（ケース 1）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	710	731	721	753	712	716	663	655	649	641	635	624	615	607	598	587	(24)	(25) ~ (31) の合計	
可燃ごみ t/年	579	586	573	582	575	566	562	554	547	539	533	523	515	507	499	489	(25)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(26)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(27)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	6	6	7	8	7	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	(28)	(41) と同値	
掘り起こしごみ t/年	62	65	61	60	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(29)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	8	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	(30)	R3実績値を維持 5	
災害ごみ t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(31)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	33	34	37	38	35	35	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	(32)	(24) × R3の割合 4.92%
	スラグ t/年	42	64	70	73	57	57	53	52	52	51	51	50	49	49	48	47	(33)	(24) × R3の割合 8.01%
	アルミ類 t/年	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	(34)	(24) × R3の割合 0.28%
	ミックスメタル t/年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)	(24) × R3の割合 0.00%
	鉄 t/年	9	9	10	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	(36)	(24) × R3の割合 1.12%
	鉄(不燃・粗大) t/年	5	6	7	8	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	(37)	(24) × R3の割合 0.84%
	非鉄 t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(38)	(24) × R3の割合 0.00%
	破砕不適物 t/年	7	0	0	4	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	(39)	(24) × R3の割合 0.84%
リサイクル施設搬入量 t/年	171	174	170	174	156	161	159	156	153	151	149	146	143	140	138	135	(40)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	6	6	7	8	7	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	(41)	(40) - (42) - (43)
	資源物 t/年	160	164	157	158	145	150	148	145	142	140	138	136	133	130	128	125	(42)	(40) × R3の割合 92.95%
	選別有害物 t/年	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(43)	(40) × R3の割合 0.64%
資源化量 t/年	235	254	255	256	226	231	224	220	214	211	209	206	202	199	196	192	(44)	(45) + (46) + (47)	
熱回収施設 t/年	64	81	89	96	79	79	74	73	71	70	70	69	68	68	67	66	(45)	(33) ~ (39) の合計	
リサイクル施設 t/年	161	166	159	159	146	151	149	146	143	141	139	137	134	131	129	126	(46)	(42) + (43)	
集団回収 t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(47)	(15) と同値	
資源化率 %	28.6	30.5	30.9	30.0	28.0	28.4	27.7	27.6	27.2	27.2	27.2	27.2	27.2	27.1	27.1	27.1	(48)	(44) / (16)	
埋立量 t/年	33	34	37	38	35	35	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	(49)	(50) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	33	34	37	38	35	35	33	32	32	32	31	31	30	30	29	29	(50)	(32) と同値	
最終処分率 %	4.0	4.1	4.5	4.4	4.3	4.3	4.1	4.0	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	4.1	4.0	4.1	(51)	(49) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

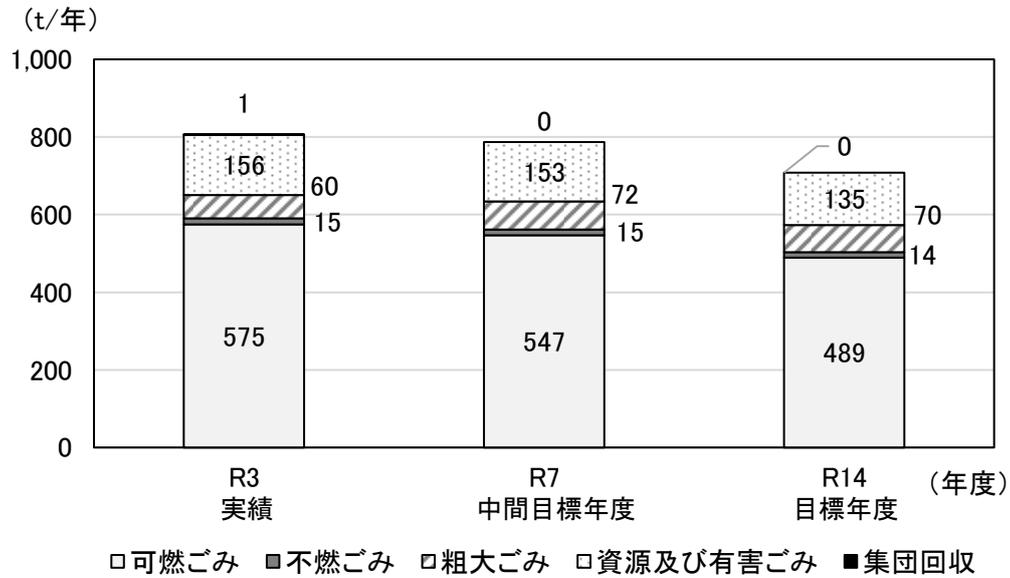


図 4-2 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

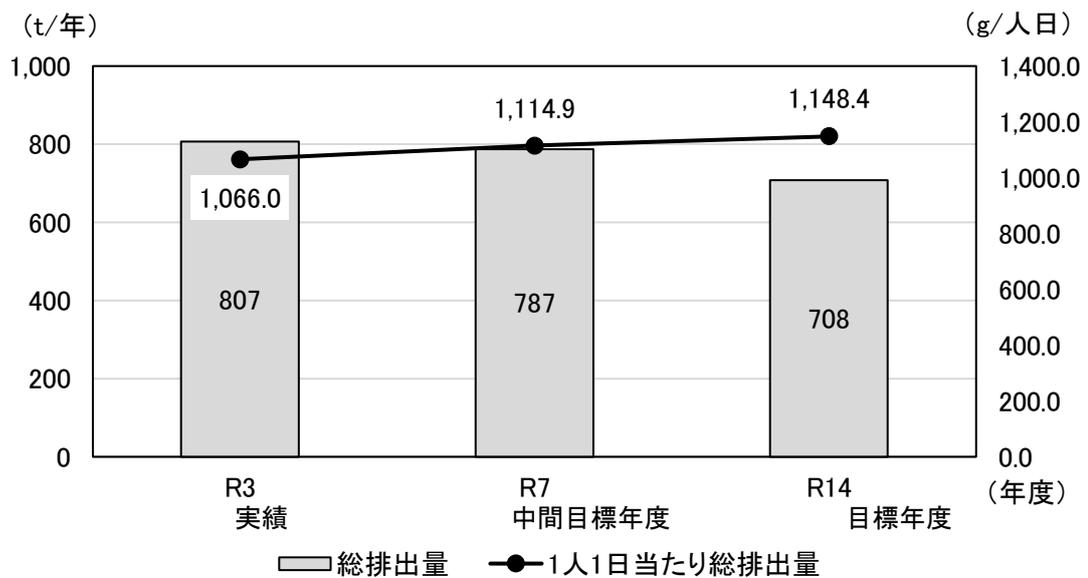


図 4-3 現状の施策を継続した場合の1人1日当たり総排出量の推移

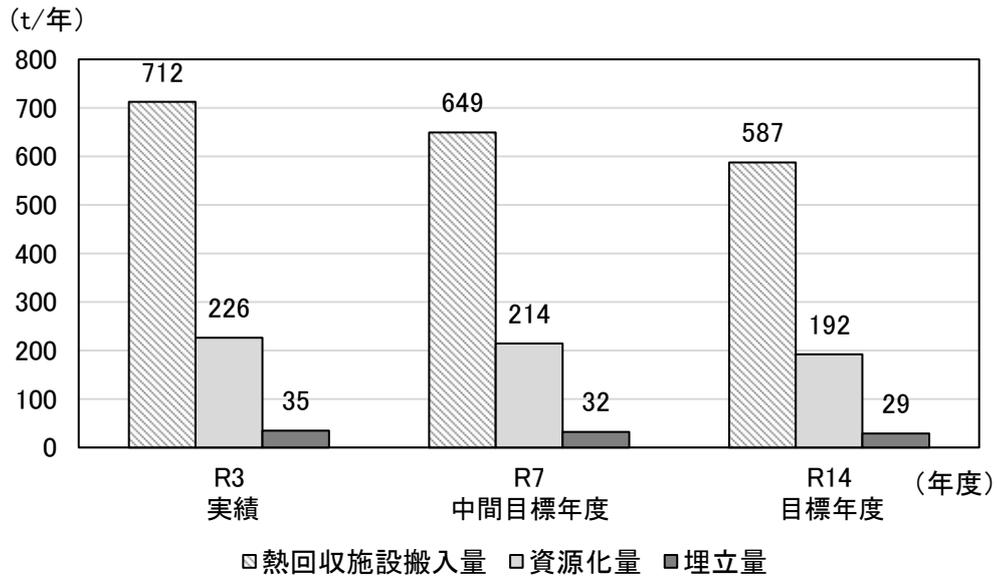


図 4-4 現状の施策を継続した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

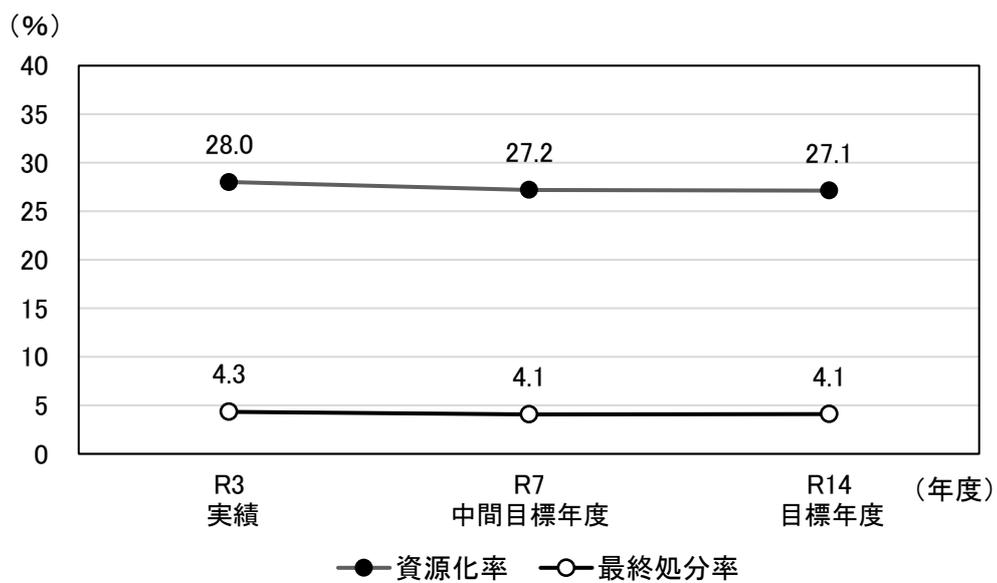


図 4-5 現状の施策を継続した場合の資源化率及び最終処分率の推移

5. 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）

現在実施している施策を強化した場合（ケース2）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-7 施策を強化した場合のごみ排出量（ケース2）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074	2,039	2,004	1,969	1,934	1,899	1,864	1,829	1,794	1,759	1,724	1,689	(1)	檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	813	826	817	853	806	803	781	754	729	717	705	690	677	663	650	634	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575	565	535	502	470	460	450	438	428	417	407	395	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	578	585	572	581	575	565	535	502	470	460	450	438	428	417	407	395	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(8)	(22) × (1) × (2)
委託	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(11)	(23) × (1) × (2)
委託	t/年	41	41	52	58	42	49	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	(12)	(11) × R3の割合 70.00%
持込	t/年	9	12	10	22	18	21	21	21	22	22	22	22	21	21	21	21	(13)	(11) - (12)
資源及び有害ごみ	t/年	171	174	170	174	156	153	160	166	172	170	168	165	163	160	158	155	(14)	(24) × (1) × (2)
集団回収	t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(15)	(26) × (1) × (2)
総排出量	t/年	823	833	824	854	807	804	782	755	729	717	705	690	677	663	650	634	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	1,000.8	1,027.6	1,042.3	1,102.1	1,066.0	1,080.3	1,066.2	1,050.5	1,032.7	1,034.4	1,033.4	1,033.6	1,033.9	1,032.7	1,030.1	1,028.4	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	704.1	722.9	724.8	751.1	759.6	759.6	729.6	698.0	665.8	663.0	659.9	656.5	652.9	649.1	645.1	640.9	(18)	R3の(18)-(19)-(20)-(21)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	12.7	25.4	38.0	39.1	40.2	41.3	42.4	43.5	44.6	45.6	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	17.7	35.4	53.2	57.1	61.0	64.9	68.8	72.7	76.6	80.8	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	5.7	11.4	17.2	18.5	19.8	21.1	22.4	23.7	25.0	26.2	(21)	施策の強化による削減量
不燃ごみ	g/人日	15.8	16.0	15.2	21.9	19.8	20.3	20.9	21.3	21.6	22.0	22.3	22.5	22.8	23.0	23.3	23.5	(22)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	60.8	65.4	78.4	103.2	79.3	93.7	96.7	99.3	101.6	103.7	105.5	107.2	108.8	110.2	111.6	112.8	(23)	対数曲線
資源	g/人日	207.9	214.6	215.0	224.5	206.1	206.1	218.8	231.5	244.1	245.2	246.3	247.4	248.5	249.6	250.7	251.7	(24)	R3の(24) + (25)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	0.0	12.7	25.4	38.0	39.1	40.2	41.3	42.4	43.5	44.6	45.6	(25)	(19) と同値
集団回収	g/人日	12.2	8.6	8.9	1.3	1.3	1.3	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	(26)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	780.7	804.3	818.4	876.2	858.6	873.6	847.2	818.6	789.0	788.7	787.7	786.2	784.5	782.3	780.0	777.2	(27)	(18) + (22) + (23)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-8 施策を強化した場合の処理処分量（ケース2）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	710	731	721	753	712	715	636	604	573	563	553	541	529	518	507	494	(28)	(29) ~ (35) の合計	
可燃ごみ t/年	579	586	573	582	575	565	535	502	470	460	450	438	428	417	407	395	(29)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(30)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(31)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	6	6	7	8	7	10	10	11	11	11	11	11	10	10	10	10	(32)	(45) と同値	
掘り起こしごみ t/年	62	65	61	60	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(33)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	8	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	(34)	R3実績値を維持 5	
災害ごみ t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	33	34	37	38	35	35	31	30	28	28	27	27	26	25	25	24	(36)	(28) × R3の割合 4.92%
	スラグ t/年	42	64	70	73	57	57	51	48	46	45	44	43	42	41	41	40	(37)	(28) × R3の割合 8.01%
	アルミ類 t/年	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	(38)	(28) × R3の割合 0.28%
	ミックスメタル t/年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(39)	(28) × R3の割合 0.00%
	鉄 t/年	9	9	10	9	8	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	(40)	(28) × R3の割合 1.12%
	鉄(不燃・粗大) t/年	5	6	7	8	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	(41)	(28) × R3の割合 0.84%
	非鉄 t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(42)	(28) × R3の割合 0.00%
	破碎不適物 t/年	7	0	0	4	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	(43)	(28) × R3の割合 0.84%
リサイクル施設搬入量 t/年	171	174	170	174	156	153	160	166	172	170	168	165	163	160	158	155	(44)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	6	6	7	8	7	10	10	11	11	11	11	10	10	10	10	10	(45)	(44) - (46) - (47)
	資源物 t/年	160	164	157	158	145	142	149	154	160	158	156	153	152	149	147	144	(46)	(44) × R3の割合 92.95%
	選別有害物 t/年	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(47)	(44) × R3の割合 0.64%
資源化量 t/年	235	254	255	256	226	223	221	223	225	222	219	215	210	206	204	200	(48)	(49) + (50) + (51)	
熱回収施設 t/年	64	81	89	96	79	79	70	67	64	63	62	61	57	56	56	55	(49)	(37) ~ (43) の合計	
リサイクル施設 t/年	161	166	159	159	146	143	150	155	161	159	157	154	153	150	148	145	(50)	(46) + (47)	
集団回収 t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(51)	(15) と同値	
資源化率 %	28.6	30.5	30.9	30.0	28.0	27.7	28.3	29.5	30.9	31.0	31.1	31.2	31.0	31.1	31.4	31.5	(52)	(48) / (16)	
埋立量 t/年	33	34	37	38	35	35	31	30	28	28	27	27	26	25	25	24	(53)	(54) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	33	34	37	38	35	35	31	30	28	28	27	27	26	25	25	24	(54)	(36) と同値	
最終処分量 %	4.0	4.1	4.5	4.4	4.3	4.4	4.0	4.0	3.8	3.9	3.8	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	(55)	(53) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

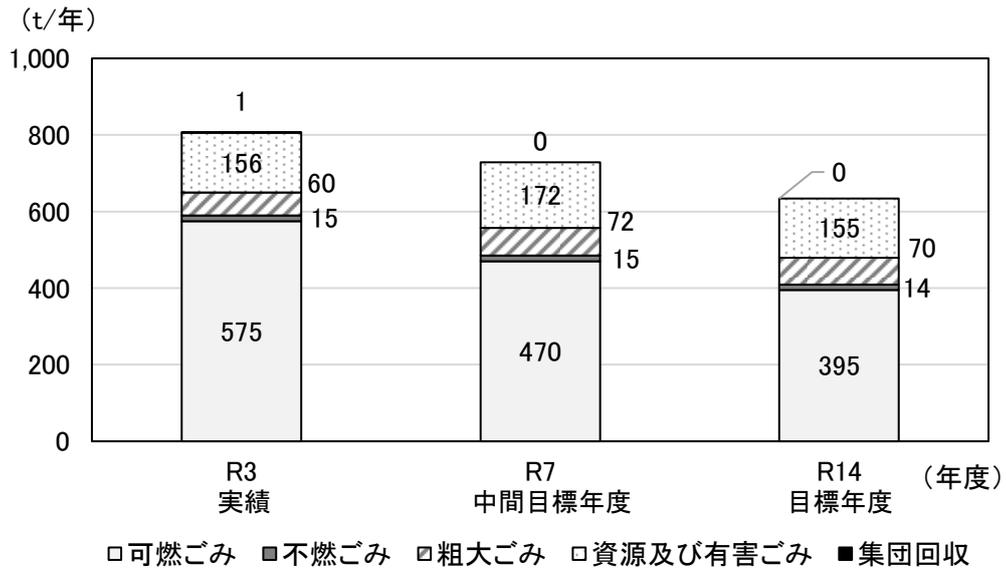


図 4-6 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

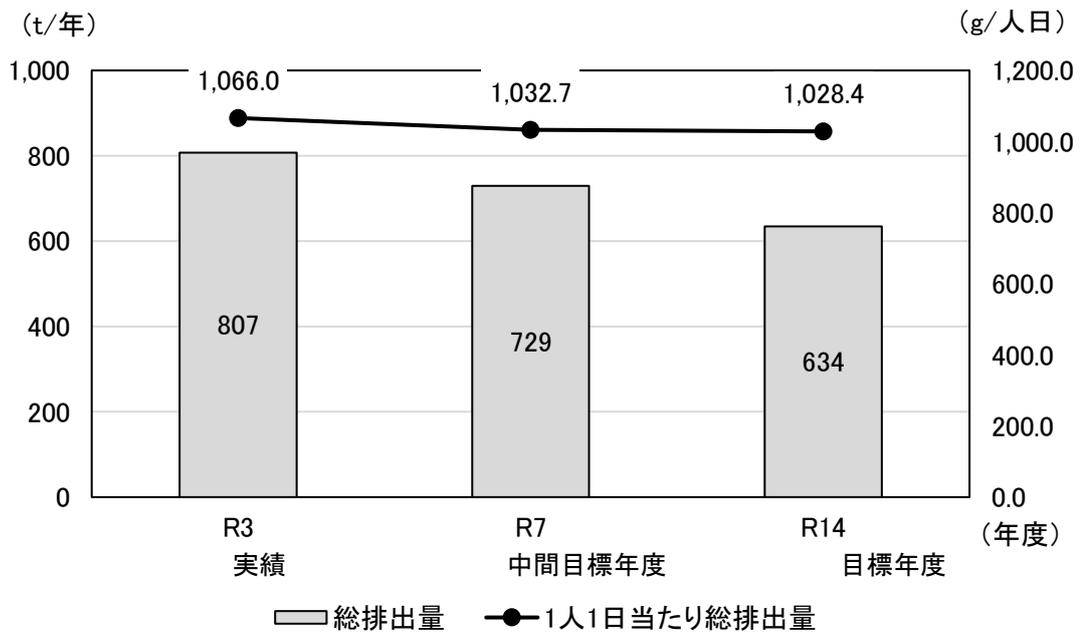


図 4-7 施策を強化した場合の1人1日当たり総排出量の推移

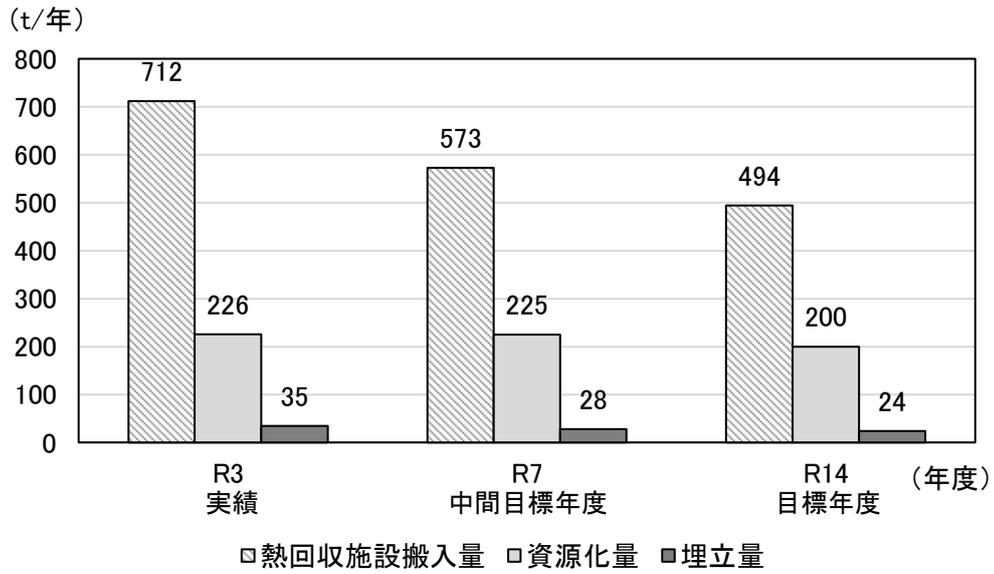


図 4-8 施策を強化した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

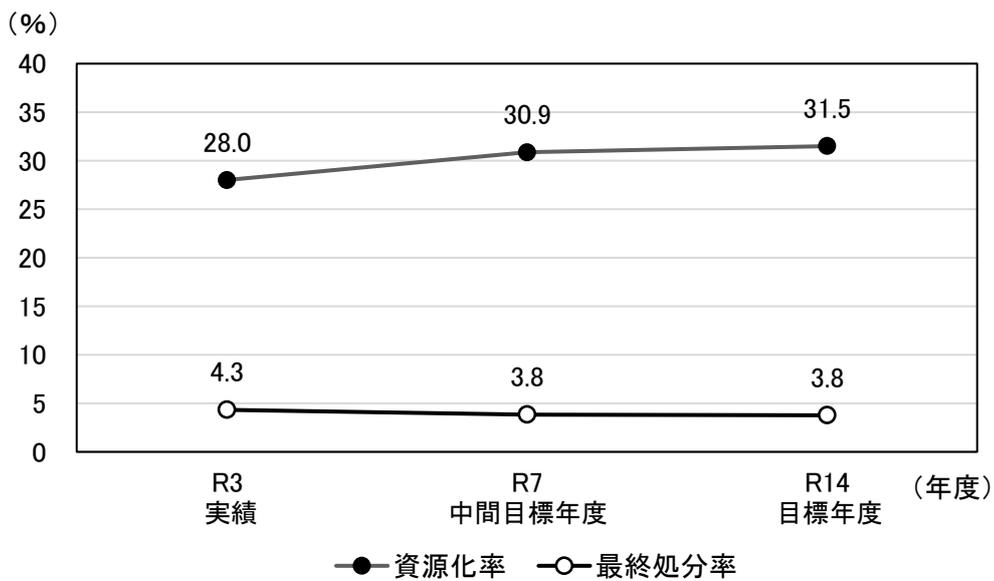


図 4-9 施策を強化した場合の資源化率及び最終処分率の推移

6. 新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を追加した場合（ケース3）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を実施することで、1人1日当たり総排出量（資源除く）は700g/人日を下回り、資源化率は35%となる見通しです。

表 4-9 新たな施策を追加した場合のごみ排出量（ケース3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074	2,039	2,004	1,969	1,934	1,899	1,864	1,829	1,794	1,759	1,724	1,689	(1)	檜原村第2期人口ビジョン・総合戦略
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	813	826	817	853	806	803	765	723	683	668	655	639	623	609	595	578	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575	565	514	462	412	399	388	375	362	351	340	327	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	578	585	572	581	575	565	514	462	412	399	388	375	362	351	340	327	(5)	(4) × R3の割合 100.00%
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(6)	(4) × R3の割合 0.00%
持込	t/年	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(8)	(24) × (1) × (2)
委託	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(9)	(8) × R3の割合 100.00%
持込	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(11)	(25) × (1) × (2)
委託	t/年	41	41	52	58	42	49	50	50	50	50	50	50	50	50	49	49	(12)	(11) × R3の割合 70.00%
持込	t/年	9	12	10	22	18	21	21	21	22	22	22	22	21	21	21	21	(13)	(11) - (12)
資源及び有害ごみ	t/年	171	174	170	174	156	153	165	175	184	182	180	177	175	172	170	167	(14)	(26) × (1) × (2)
集団回収	t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(15)	(29) × (1) × (2)
総排出量	t/年	823	833	824	854	807	804	766	724	683	668	655	639	623	609	595	578	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	1,000.8	1,027.6	1,042.3	1,102.1	1,066.0	1,081.0	1,044.1	1,006.7	968.7	964.9	960.7	956.4	952.0	947.4	942.8	937.6	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	704.1	722.9	724.8	751.1	759.6	759.6	701.0	642.4	583.5	576.0	568.5	561.0	553.5	546.0	538.5	530.6	(18)	R3の(18)-(19)~(23)の合計
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	12.7	25.4	38.0	39.1	40.2	41.3	42.4	43.5	44.6	45.6	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	17.7	35.4	53.2	57.1	61.0	64.9	68.8	72.7	76.6	80.8	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	5.7	11.4	17.2	18.5	19.8	21.1	22.4	23.7	25.0	26.2	(21)	施策の強化による削減量
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	5.7	11.4	17.2	17.4	17.6	17.8	18.0	18.2	18.4	18.7	(22)	新たな施策による削減量
事業系ごみの排出抑制	g/人日	-	-	-	-	-	-	16.8	33.6	50.5	51.5	52.5	53.5	54.5	55.5	56.5	57.7	(23)	新たな施策による削減量
不燃ごみ	g/人日	15.8	16.0	15.2	21.9	19.8	20.3	20.9	21.3	21.6	22.0	22.3	22.5	22.8	23.0	23.3	23.5	(24)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	60.8	65.4	78.4	103.2	79.3	93.7	96.7	99.3	101.6	103.7	105.5	107.2	108.8	110.2	111.6	112.8	(25)	対数曲線
資源	g/人日	207.9	214.6	215.0	224.5	206.1	206.1	224.5	242.9	261.3	262.6	263.9	265.2	266.5	267.8	269.1	270.4	(26)	R3の(26) + (27) + (28)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	12.7	25.4	38.0	39.1	40.2	41.3	42.4	43.5	44.6	45.6	(27)	(19) と同値
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	5.7	11.4	17.2	17.4	17.6	17.8	18.0	18.2	18.4	18.7	(28)	(22) と同値
集団回収	g/人日	12.2	8.6	8.9	1.3	1.3	1.3	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	(29)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	780.7	804.3	818.4	876.2	858.6	873.6	818.6	763.0	706.7	701.7	696.3	690.7	685.1	679.2	673.4	666.9	(30)	(18) + (24) + (25)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-10 新たな施策を追加した場合の処理処分量（ケース 3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等		
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14				
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む)	t/年	710	731	721	753	712	715	616	564	516	503	492	478	464	453	441	427	(31)	(32) ~ (38) の合計	
可燃ごみ	t/年	579	586	573	582	575	565	514	462	412	399	388	375	362	351	340	327	(32)	(4) と同値	
不燃ごみ	t/年	13	13	12	17	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	(33)	(8) と同値	
粗大ごみ	t/年	50	53	62	80	60	70	71	71	72	72	72	72	71	71	70	70	(34)	(11) と同値	
処理残渣	t/年	6	6	7	8	7	10	11	11	12	12	12	11	11	11	11	11	(35)	(48) と同値	
掘り起こしごみ	t/年	62	65	61	60	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(36)	R4で終了	
助燃剤	t/年	-	8	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	(37)	R3実績値を維持 5	
災害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(38)		
搬出物	焼却残渣(飛灰)	t/年	33	34	37	38	35	33	28	26	23	23	22	22	21	21	20	19	(39)	(31) × 4.55% (目標)
	スラグ	t/年	42	64	70	73	57	57	49	45	41	40	39	38	37	36	35	34	(40)	(31) × R3の割合 8.01%
	アルミ類	t/年	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	(41)	(31) × R3の割合 0.28%
	ミックスメタル	t/年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(42)	(31) × R3の割合 0.00%
	鉄	t/年	9	9	10	9	8	8	7	6	6	6	6	5	5	5	5	5	(43)	(31) × R3の割合 1.12%
	鉄(不燃・粗大)	t/年	5	6	7	8	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	(44)	(31) × R3の割合 0.84%
	非鉄	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(45)	(31) × R3の割合 0.00%
破碎不適物	t/年	7	0	0	4	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	(46)	(31) × R3の割合 0.84%	
リサイクル施設搬入量	t/年	171	174	170	174	156	153	165	175	184	182	180	177	175	172	170	167	(47)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣	t/年	6	6	7	8	7	10	11	11	12	12	12	11	11	11	11	11	(48)	(47) - (49) - (50)
	資源物	t/年	160	164	157	158	145	142	153	163	171	169	167	165	163	160	158	155	(49)	(47) × R3の割合 92.95%
	選別有害物	t/年	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(50)	(47) × R3の割合 0.64%
資源化量	t/年	235	254	255	256	226	223	223	228	228	225	222	218	215	211	208	204	(51)	(52) + (53) + (54)	
熱回収施設	t/年	64	81	89	96	79	79	68	63	56	55	54	52	51	50	49	48	(52)	(40) ~ (46) の合計	
リサイクル施設	t/年	161	166	159	159	146	143	154	164	172	170	168	166	164	161	159	156	(53)	(49) + (50)	
集団回収	t/年	10	7	7	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(54)	(15) と同値	
資源化率	%	28.6	30.5	30.9	30.0	28.0	27.7	29.1	31.5	33.4	33.7	33.9	34.1	34.5	34.6	35.0	35.3	(55)	(51) / (16)	
埋立量	t/年	33	34	37	38	35	33	28	26	23	23	22	22	21	21	20	19	(56)	(57) と同値	
焼却残渣(飛灰)	t/年	33	34	37	38	35	33	28	26	23	23	22	22	21	21	20	19	(57)	(39) と同値	
最終処分量	%	4.0	4.1	4.5	4.4	4.3	4.1	3.7	3.6	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	(58)	(56) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

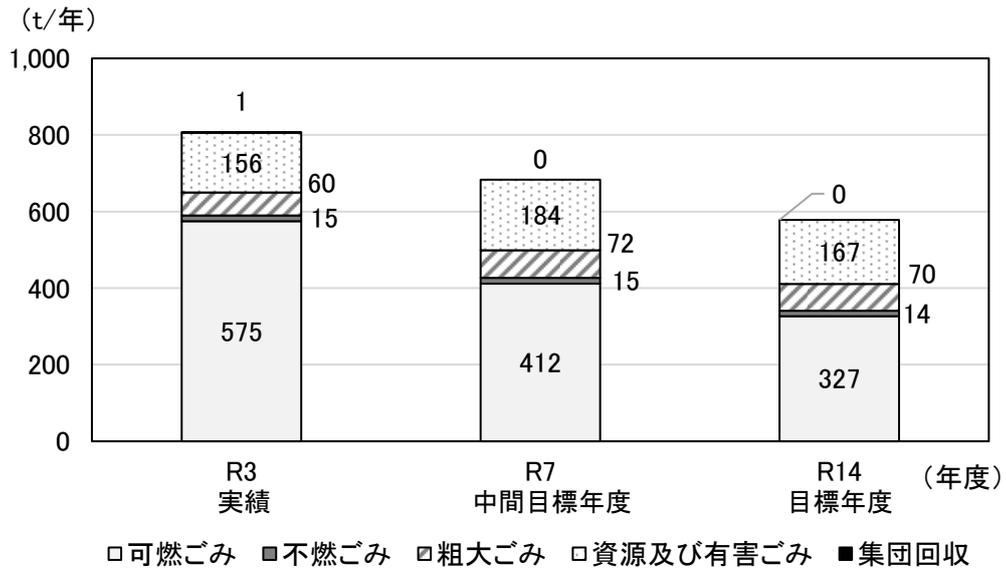


図 4-10 新たな施策を追加した場合のごみ排出量の推移

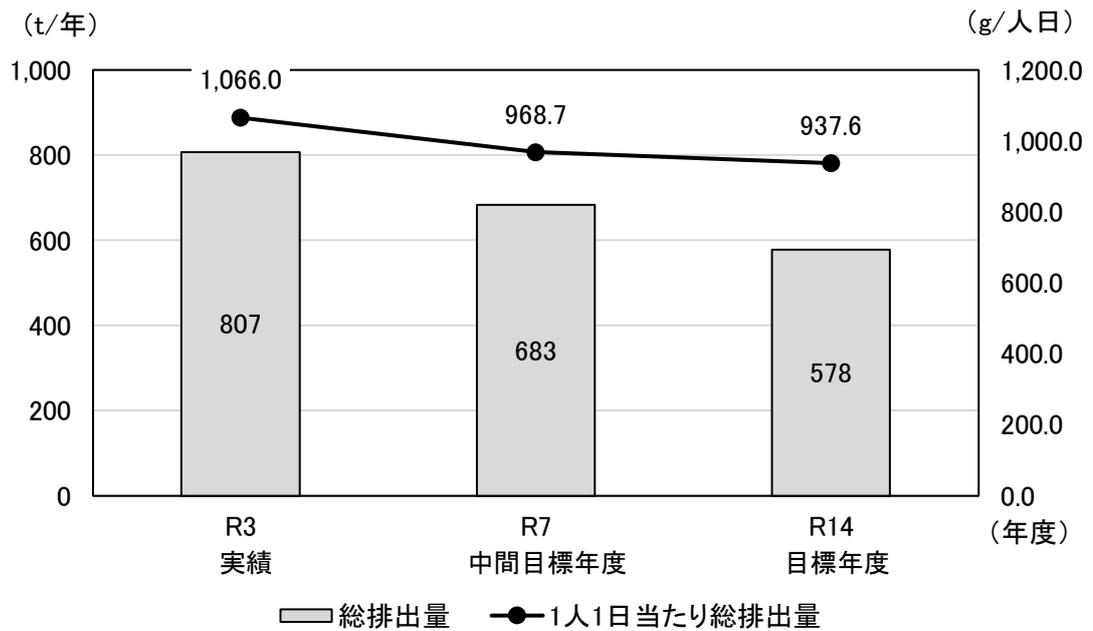


図 4-11 新たな施策を追加した場合の1人1日当たり総排出量の推移

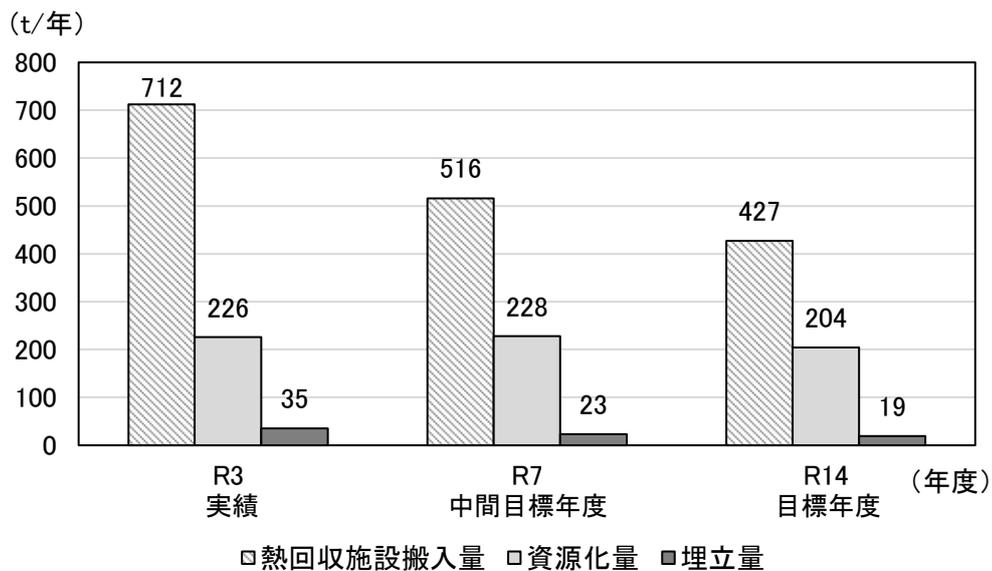


図 4-12 新たな施策を追加した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

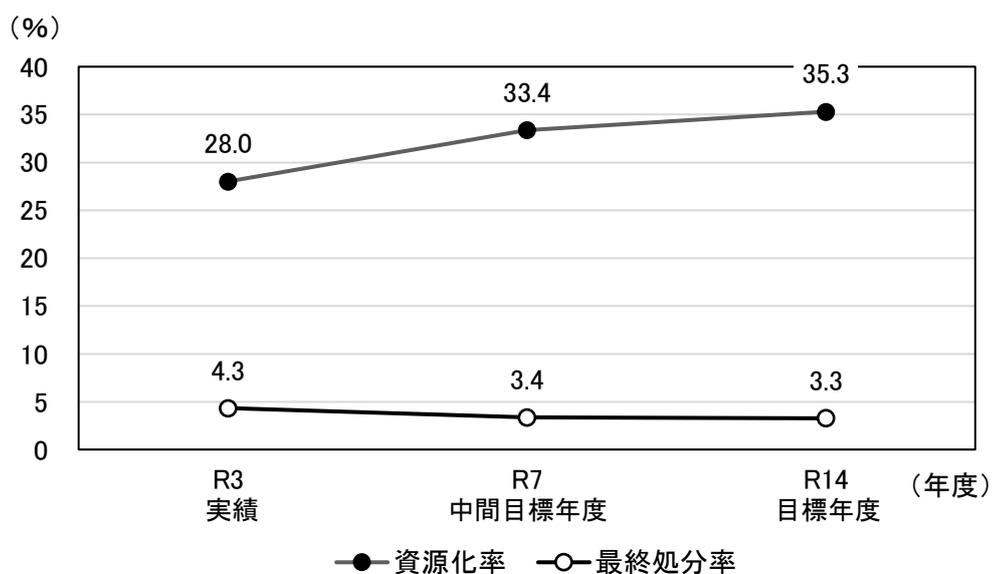


図 4-13 新たな施策を追加した場合の資源化率及び最終処分率の推移

7. 各ケースの比較結果

各ケースの比較結果を示します。

〔ケース1〕現状の施策を継続した場合（P45-P48）

〔ケース2〕現状の施策を強化した場合（P49-P52）

〔ケース3〕新たな施策を追加した場合（P53-P56）

表 4-11 各ケースの比較

		単位	実績値	推計値	
			R3	R7	R14
1人1日当たり総排出量※	ケース1	g/人日	858.6	897.4	929.8
	ケース2			789.0	777.2
	ケース3			706.7	666.9
資源化率	ケース1	%	28.0	27.2	27.1
	ケース2			30.9	31.5
	ケース3			33.4	35.3
処分量	ケース1	t/年	35	32	29
	ケース2			28	24
	ケース3			23	19

※1人1日当たり総排出量は資源除く

(g/人日)

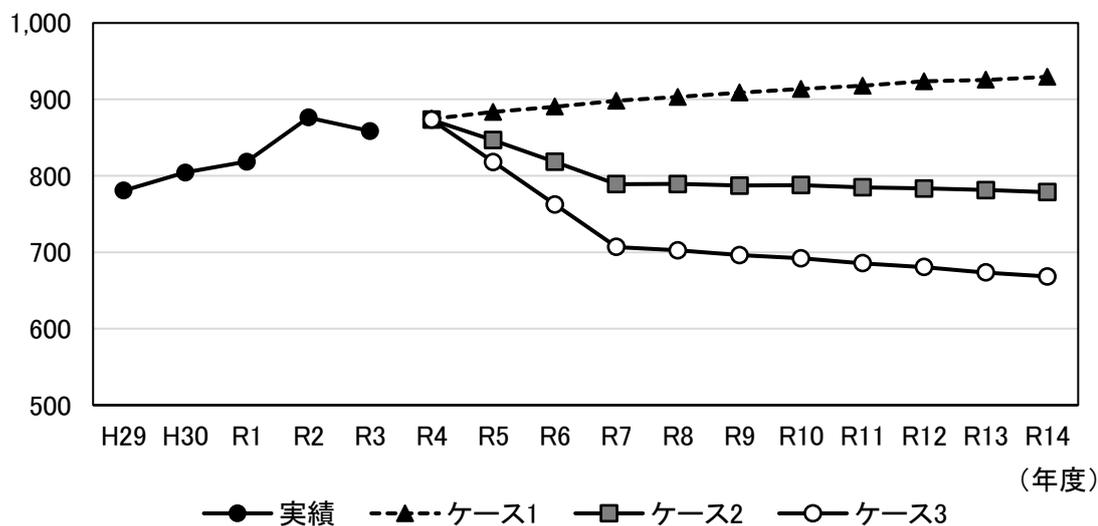


図 4-14 1人1日当たり総排出量（資源除く）の比較

以上より、ケース3において表3-18(P36)に示した前計画の目標値が達成される見通しです。よって、本計画の目標値を次のように設定します。

◆中間目標年度（令和7年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約152g/人日削減
- ・資源化率：約33%
- ・最終処分量：令和3年度比で約12t/年削減

◆計画目標年度（令和14年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約192g/人日削減
- ・資源化率：約35%
- ・最終処分量：令和3年度比で約16t/年削減

8. 目標値の達成

表4-12に示すように、ケース3の採用により、目標値を達成できる見込みです。

表4-12 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 (資源除く)	858.6 g/人日	706.7 g/人日 (約152 g削減)	666.9 g/人日 (約192 g削減)
資源化率	28.0%	33.4%	35.3%
最終処分量	35 t/年	23 t/年 (12 t削減)	19 t/年 (16 t削減)

第3節 発生抑制・排出抑制計画

令和3年度のごみ総排出量は平成29年度以降で最も減少しましたが、目標値を達成するためには、改めて発生抑制、排出抑制の大切さを認識し、住民、事業者、行政がともに行動に移すことが大切です。

小さなことを積み重ねていくことが『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』につながります。



1. 循環型社会の形成

① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t（平成30年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの3～4割程度を占めていると考えられます。

そこで、本村では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機器購入の際の補助などを行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討し、実施できるよう努めます。

表 4-13 食品ロスの削減に向けた施策（案）（1）

施策例	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれているかを調査し、本村にそった対策を検討します。 意識調査の実施を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討を行います。
3010 運動の周知	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という3010運動を啓発します。
食べきり協力店の登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録し、その取組を応援します。

表 4-13 食品ロスの削減に向けた施策（案）（2）

施策例	内容
飲食店での食べ残しが少なくなる工夫のお願い	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすためのポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。 また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるようお願いするとともに、住民にもこのような取組を紹介しします。
食材を無駄にしないレシピ、食品ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介しします。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介しします。
フードドライブなどへの寄附	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄附を募ります。
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発しします。

② 体験学習の場の構築

児童・生徒が実際にごみ収集業務を体験することや、処理場の見学会等をとおして、ごみの処理過程に直接肌で触れることができるような仕組み作りの構築を図ります。

③ 学校教育に対する支援、協力、協働

学校教育の中で既に実施されている、ごみの減量化や環境対策に関する様々な取り組みに対して支援や協力、協働を図ります。

④ 出張授業や収集車の展示説明会等の実施

ごみの分別やリサイクルの必要性など、環境問題に対する知識を深めるため、関係職員による出張授業や収集車の展示説明会等を実施し、児童・生徒が関心を抱くような事業を推進しします。

⑤ 広報・啓発活動

ごみの正しい分け方・出し方、収集日程の情報に加え、ごみ処理状況、資源化の実績、不法投棄の防止等について、ホームページや広報を用い定期的に情報発信することで、住民のごみに関する理解を深めていきます。

また、ごみ分別の周知や徹底を意識づけるため、啓発ポスターや啓発マスコット、作文等を募集し、それらを公開します。

⑥ 水切りの徹底

可燃ごみの約 50%を占めている水分の減量化を図ることで、処理場への負担を減らすため、生ごみを捨てる前に水分を切る、ひとにぎり運動を推奨します。

⑦ 生ごみの堆肥化についての普及啓発

家庭から出されるごみの3~4割を占めるといわれている生ごみから良質な堆肥を作り、地域の花壇等で使用するなど、生ごみの堆肥化に向け、生ごみ処理機器の普及やダンボールコンポスト等、住民が気軽に取り組める活動を普及啓発していきます。

⑧ 住民感覚の3Rの推進

住民の持つ、ごみ減量や資源化に関するアイデアを募集し、広く周知することで個人の取り組みを3R推進のアイデアとして活用していきます。

⑨ 観光ごみ持ち帰りの啓発運動

観光シーズンに多量に排出される観光ごみについて、減量化を図るためごみ持ち帰りの啓発運動を実施します。

⑩ 不用品交換情報の発信

不用品に関して『譲りたいもの・譲り受けたいもの』を調整し、必要な誰かに再び利用してもらうことでリユースを推進します。

⑪ 資源収集日の調整（増加）

家庭からの資源を効率的に収集することで、資源化率の向上を図るため、資源の収集日及び場所について調整（増加）を図ります。

⑫ 資源回収団体についての補助内容の見直し

資源回収団体についての補助内容を見直し、資源回収を実施する団体の育成を図ります。

⑬ ごみ減量に向けた標語やポスターの募集

ごみ減量に向けた標語やポスターを募集し、収集車等に表示することで住民の関心を高めます。

⑭ 資源分別の徹底

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査（表 3-5 P26）によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。そのため、理解しやすい分別方法マニュアルの作成やごみ分別に関する住民説明会等の実施により、資源分別の周知徹底を図ります。

⑮ 集団回収等の実施

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再生利用が可能な資源を回収する集団回収等への積極的な参加を促していきます。

⑯ ごみの戸別収集・有料化の検討

ごみ排出責任の明確化を図るための戸別収集、ごみの減量化の促進及び公平性を確保する観点から、排出量に応じた負担方法とする有料化の導入について、現状を踏まえ慎重に検討を行います。



2. 適正処理・処分の推進

① 熱回収

熔融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

② 最終処分場再生

埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した熔融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。



3. 生活環境・自然環境の確保

① 持込みごみの受入

平成 28 年 4 月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

③ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的に行うことにより、安定したごみ処理を行います。

④ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画により適正管理します。



4. 減量化・資源化のための役割分担

「環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築」を実現するためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本村では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

第4節 収集・運搬計画

1. 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本村の行政区域全域とします。

2. 分別収集区分

組合の構成市町村の分別区分は同じですが、表 4-14 に示すように、木の枝はひもで束ねる方法と可燃ごみの指定袋に入れる方法があり、排出形態に違いがみられます。公平性や効率的な運営のためにも、統一に向けた検討を行います。

表 4-14 排出形態の違い

区分	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町
可燃ごみ	指定袋 ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	指定袋 ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	指定袋 ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・紙おむつ	指定袋 ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・木の枝(50cm以下)
	透明、半透明の袋 ・紙おむつ	中身が見える袋 ・紙おむつ		
	ひもで束ねる ・木の枝(50cm以下)	ひもで束ねる ・木の枝(50cm以下)	ひもで束ねる ・木の枝(50cm以下)	透明、半透明の袋 ・紙おむつ
不燃ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
資源	容器 ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	容器 ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	コンテナ ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	透明、半透明の袋 ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・布類 そのまま、透明の袋 ・使用済小型電子機器
	ひもで束ねる ・古紙 ・布類	ひもで束ねる ・紙類 ・布類	ひもで束ねる ・紙類 ・布類	ひもで束ねる ・紙類
有害ごみ	透明の袋	容器	指定袋及びコンテナ	透明の袋、購入した際の箱

また、表 3-19 (P38) に示すように、「ごみ処理基本計画策定指針」では、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。現在、本村から排出されるプラスチック類は可燃ごみとして焼却していることから、類型Ⅰとなります。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4 年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。

以上を踏まえ、これまで焼却し、熱回収していたプラスチック類について、組合の構成市町村とともに、本村にとって最もふさわしい方法を検討します。

3. 収集・運搬量

家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は、本村が主体となって収集・運搬計画を立案し、臨時及び多量に排出される一般廃棄物は、排出者自身において直接搬入することを基本とします。

収集・運搬量の将来推移（ケース 3）を表 4-15 に示します。

表 4-15 収集・運搬量の将来推移（ケース 3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
収集・運搬量	788	661	557
可燃ごみ	575	412	327
不燃ごみ	15	15	14
粗大ごみ	42	50	49
資源及び有害ごみ	156	184	167

4. 資源化ルート

現在、組合の施設に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化を実施していますが、今後もこの体制を継続します。

なお、集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き渡され、資源化しています。

第5節 中間処理計画

1. 中間処理方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続することとします。

また、プラスチック類については、組合の構成市町村とともに、本村にとって最もふさわしい方法を検討することとします。

2. 中間処理量

高尾清掃センターにおける中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみであり、その他掘り起こしごみの焼却処理も行っています。

中間処理量の将来推移（ケース3）を表4-16に示します。

表 4-16 中間処理量の将来推移（ケース3）

（単位:t/年）

		実績	中間目標年度	計画目標年度
		R3	R7	R14
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備含む)		712	516	427
	可燃ごみ	575	412	327
	不燃ごみ	15	15	14
	粗大ごみ	60	72	70
	処理残渣	7	12	11
	掘り起こしごみ	50	0	0
	助燃剤	5	5	5
リサイクル施設搬入量		156	184	167
処理内 訳	処理残渣	7	12	11
	資源物	145	171	155
	選別有害物	1	1	1

第6節 最終処分計画

1. 最終処分方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理を行い、飛灰のみを埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。

2. 最終処分量

最終処分量の将来推移（ケース3）を表4-17に示します。

表 4-17 最終処分量の将来推移（ケース3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
埋立量	35	23	19
焼却残渣(飛灰)	35	23	19

第7節 その他の廃棄物対策

1. 災害廃棄物に関する対策

本村では令和4年5月に「檜原村災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時には、東京都、組合、構成市町村及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び構成市町村の地域防災計画等を踏まえ、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

2. 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄対策に取り組むこととします。

3. 高齢化に関する対策

我が国では、出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、本村でも高齢者率が50%を超える等、高齢者の割合が年々高まっています。

今後、人口減少と高齢化の急速な進展が予測されており、清掃行政においても対策を講じておく必要があります。

こうした状況を踏まえ、玄関前収集や重量のある廃棄物の搬出支援など、高齢者に配慮した収集の実施や高齢者向けパンフレットの作成・配布、高齢者を対象とした出前講座の実施等、今後の高齢化に関する対策について検討していくこととします。

4. リチウム電池を組み込んだ製品への対策

リチウム電池蓄電池を含む製品が正しい分別区分で排出されず、処分時に破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が発生しています。

こうした事故を防止するために、分別区分の周知を徹底します。また、東京都、組合、構成市町村及び近隣市町との連携を図り、対策に取り組むこととします。

5. パソコン及び家電リサイクルに関する対策

パソコン及びテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の家電製品については、排出に手間がかかることから適正な処分がされず放置や投棄につながっています。

こうした状況を踏まえ、排出方法のわかりやすい周知の徹底について取り組むこととします。

6. インクカートリッジ等のリサイクル推進に関する対策

インクカートリッジ回収ボックスの設置等、インクカートリッジのリサイクル推進について取り組むこととします。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1. 処理形態別人口の現状

(1) 国及び東京都の生活排水処理形態別人口

国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2年度）を表5-1に示します。

生活雑排水（台所や風呂、洗濯等の排水）は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

令和2年度の国の生活排水処理率は88.3%、東京都が99.6%となっています。本村では85.4%であり、国の平均、東京都の平均より低くなっています。

表5-1 国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2年度）

		全国	東京都	檜原村
行政区域内人口(10月1日)		(人) 126,739,787	13,854,370	2,123
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 126,739,787	13,854,370	2,123
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 111,879,611	13,805,011	1,813
	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人) 258,825	2,353	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 14,420,961	27,565	137
	(3)公共下水道人口	(人) 97,199,825	13,775,093	1,676
	(4)農業集落排水施設人口	(人) ※2	※2	0
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 9,319,148	33,615	80
	4.非水洗化人口	(人) 5,541,028	15,744	230
	(1)汲み取り人口	(人) 5,480,653	15,677	194
(2)自家処理	(人) 60,375	67	36	
生活排水処理率 ※3		(%) 88.3%	99.6%	85.4%
水洗化率 ※4		(%) 95.6%	99.9%	89.2%

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 農業集落排水施設人口は合併処理浄化槽人口に含む

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※4 水洗化率＝(水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

(2) 生活排水処理形態別人口

本村の処理形態別人口の実績を表 5-2 及び図 5-1 に示します。

表 5-2 処理形態別人口の実績

		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口(10月1日)		(人) 2,253	2,221	2,160	2,123	2,074
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 2,253	2,221	2,160	2,123	2,074
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 1,824	1,845	1,821	1,813	1,799
	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人) 0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 275	267	148	137	142
	(3)公共下水道人口	(人) 1,549	1,578	1,673	1,676	1,657
	(4)農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 132	114	93	80	71
	4.非水洗化人口	(人) 297	262	246	230	204
(1)汲み取り人口	(人) 253	221	209	194	169	
(2)自家処理	(人) 44	41	37	36	35	
生活排水処理率※2		(%) 81.0%	83.1%	84.3%	85.4%	86.7%
水洗化率※3		(%) 86.8%	88.2%	88.6%	89.2%	90.2%

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3 水洗化率=(水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

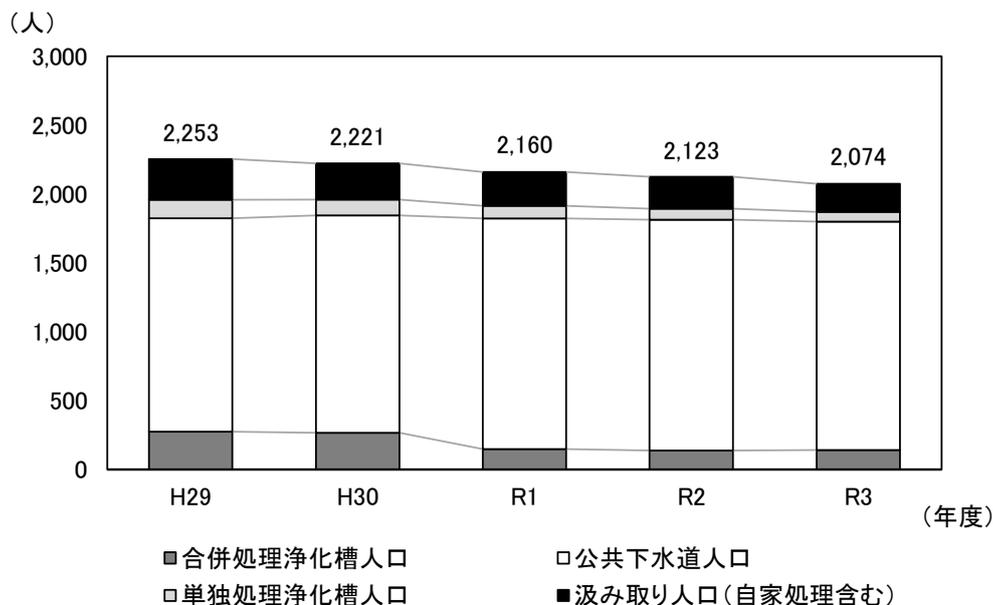


図 5-1 処理形態別人口の実績

2. し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-3 及び図 5-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで中間処理し、含水率 70% 以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2006 改定版）」に示される原単位（単独処理浄化槽：0.75L/人・日、合併処理浄化槽：1.2L/人・日）を基に設定しています。

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b
 単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d
 c:d=0.75L/人・日:1.2L/人・日

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
収集人口 (人)	し尿	253	221	209	194	169
	浄化槽汚泥	407	381	241	217	213
	単独処理浄化槽	132	114	93	80	71
	合併処理浄化槽	275	267	148	137	142
収集量 (kL/年)	し尿	236	216	219	205	187
	浄化槽汚泥	307	484	233	232	247
	計	543	700	452	437	434
原単位 (L/人日)	し尿	2.56	2.68	2.86	2.90	3.03
	浄化槽汚泥	2.07	3.48	2.64	2.93	3.18
	単独処理浄化槽	1.47	2.45	1.93	2.12	2.27
	合併処理浄化槽	2.35	3.92	3.09	3.40	3.63

資料：西秋川衛生組合「年間投入稼働実績年報(市町村別)」

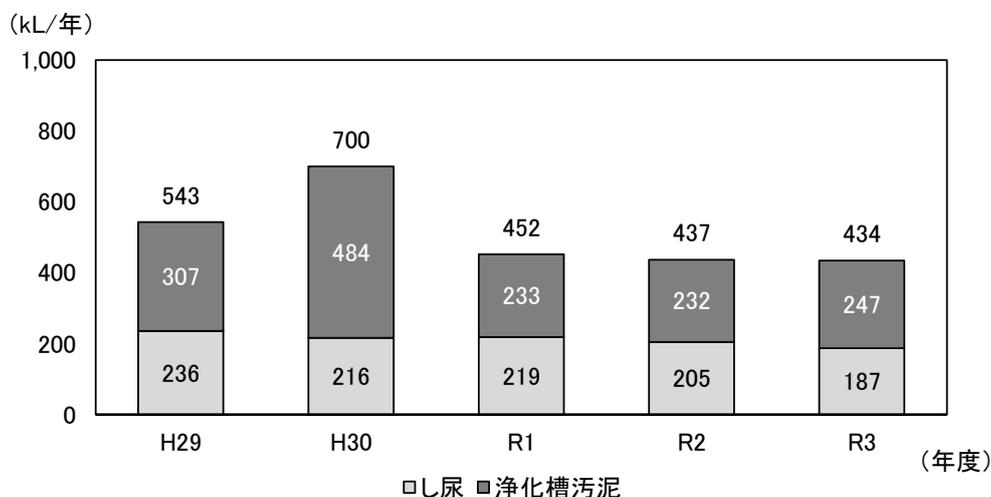


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

3. 処理主体

本村における生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都 檜原村
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	西秋川衛生組合

4. 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 5-5 に示します。

本村では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は委託業者が随時実施しており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 5-5 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	随時
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃時

5. 処理施設の概要

(1) し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、組合の汚泥再生処理センターで処理しています。

し尿処理施設の概要を表 5-6 に示します。

表 5-6 し尿処理施設の概要

施設名称	西秋川衛生組合汚泥再生処理センター
所在地	東京都あきる野市小川東一丁目 1 番地 1
竣工	平成 31 年 3 月
処理方式	主処理: 膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式 資源化: 助燃剤化(含水率 70%以下)
処理能力	24kL/日(し尿: 8kL、浄化槽汚泥: 16kL/日 有機性廃棄物(下水道濃縮汚泥): 0.1kL/日)

(2) 公共下水道の概要

本村で整備を行っている公共下水道の整備状況を表 5-7 に示します。

表 5-7 公共下水道の整備状況

(単位: ha)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全体計画区域	102.0	102.0	102.0	102.0	102.0
事業認可面積	102.0	102.0	102.0	102.0	102.0
整備済み面積	97.55	99.34	100.8	101.63	101.76
整備率(%)	95.6	97.4	98.8	99.6	99.8

資料: 檜原村

整備率 = 整備済み面積 / 事業認可面積

6. 合併処理浄化槽の補助状況

本村では、公共下水道を整備する区域以外の地域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する村民に対して補助金を交付しその普及に努めています。ただし、表 5-8 に示すように設置補助事業が低迷しています。このことに鑑み、令和 4 年度より維持管理補助事業を開始しています。

表 5-8 合併処理浄化槽の補助状況

(単位: 基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	1	1	0	0	1

7. 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は令和2年度において85.4%であり、全国平均の88.3%、東京都平均の99.6%を下回っています。

そのため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

また、汚水処理施設が未整備の地区については、早期の整備完了を目指し、経済的かつ効率的な整備手法について、検討が必要です。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増加することから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

また、組合の現施設は、平成31年3月に供用を開始し、今後も適正な維持管理に努める必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画



1. 基本方針

(1) 生活排水に係る理念、目標

豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや、地理的条件などから、本村ではこれまでどおり、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

2. 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和4年度を計画初年度、目標年度を令和14年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

3. 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 5-9 及び図 5-3 に示します。

表 5-9 生活排水処理形態別人口の予測結果

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
行政区域内人口(10月1日)		(人) 2,074	1,934	1,689
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人) 2,074	1,934	1,689
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 1,799	1,741	1,592
	コミュニティ・プラント人口	(人) 0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人) 142	99	74
	公共下水道人口	(人) 1,657	1,642	1,518
	農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 71	50	27
	非水洗化人口	(人) 204	143	70
	汲み取り人口	(人) 169	118	61
	自家処理	(人) 35	25	9
生活排水処理率		(%) 86.7%	90.0%	94.3%
水洗化率		(%) 90.2%	92.6%	95.9%

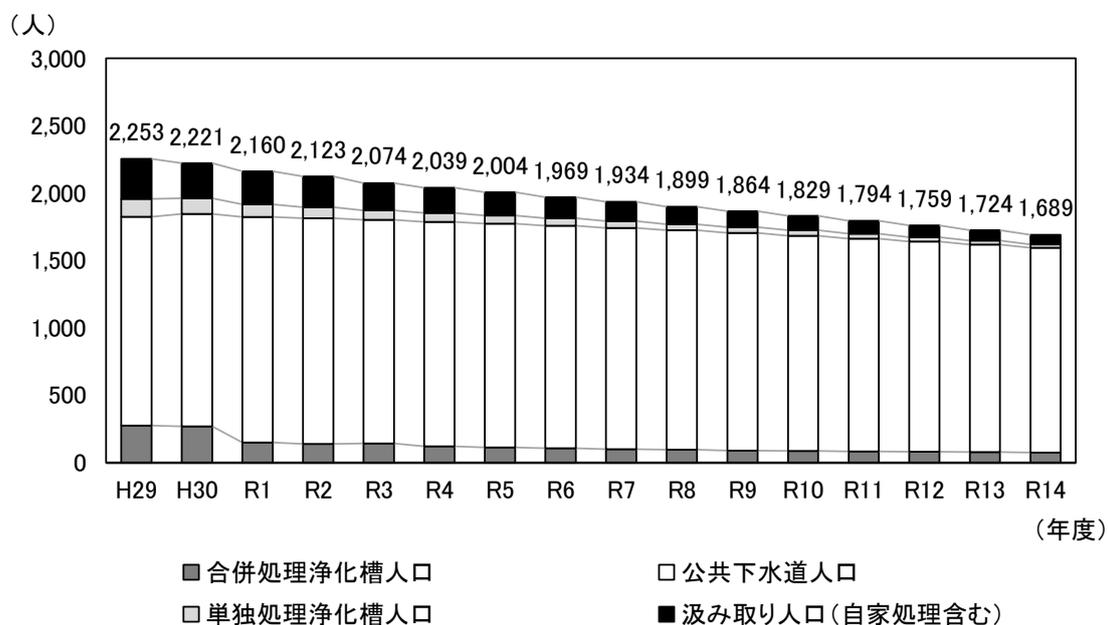


図 5-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

4. 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本村の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は、委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

収集・運搬量の将来推移を表 5-10 に示します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。詳細は資料編に示します。

表 5-10 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
収集人口	し尿 (人)	169	118	61
	浄化槽汚泥 (人)	213	149	101
	単独処理浄化槽 (人)	71	50	27
	合併処理浄化槽 (人)	142	99	74
	計 (人)	382	267	162
収集量	し尿 (kL/年)	187	121	63
	浄化槽汚泥 (kL/年)	247	156	109
	単独処理浄化槽 (kL/年)	-	37	20
	合併処理浄化槽 (kL/年)	-	119	89
	計 (kL/年)	434	277	172
原単位	し尿 (L/人日)	3.03	2.81	2.81
	浄化槽汚泥 (L/人日)	3.18	2.87	2.96
	単独処理浄化槽 (L/人日)	2.27	2.05	2.05
	合併処理浄化槽 (L/人日)	3.63	3.28	3.28

5. 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

6. 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率 70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

7. 生活排水処理区域計画

本村では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

事業にあたっては地域性等を考慮し、効果的に生活排水の処理ができるよう処理方式及び処理区域の検討を行います。

8. その他検討すべき事項

(1) 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、住民への広報・啓発を行っています。本村では引き続き、広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本村では引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

(3) 住民に対する広報・啓発

住民に対し、生活排水処理対策の必要性について、本村では引き続き、広報・啓発を行います。

また、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、引き続き、広報等によりその必要性を啓発します。

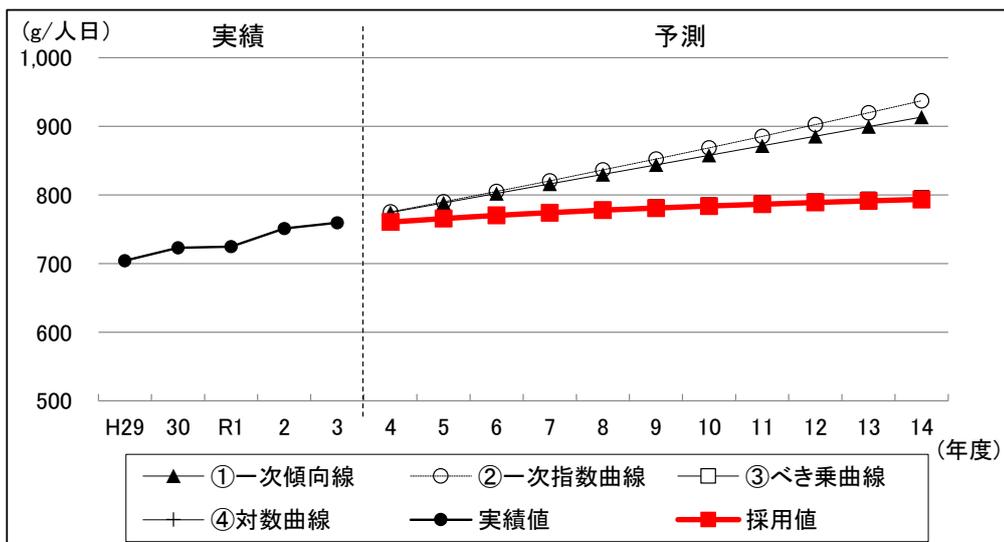
—資料編—

1. ごみ排出量のトレンド予測

(1) 可燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は増加傾向のため、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

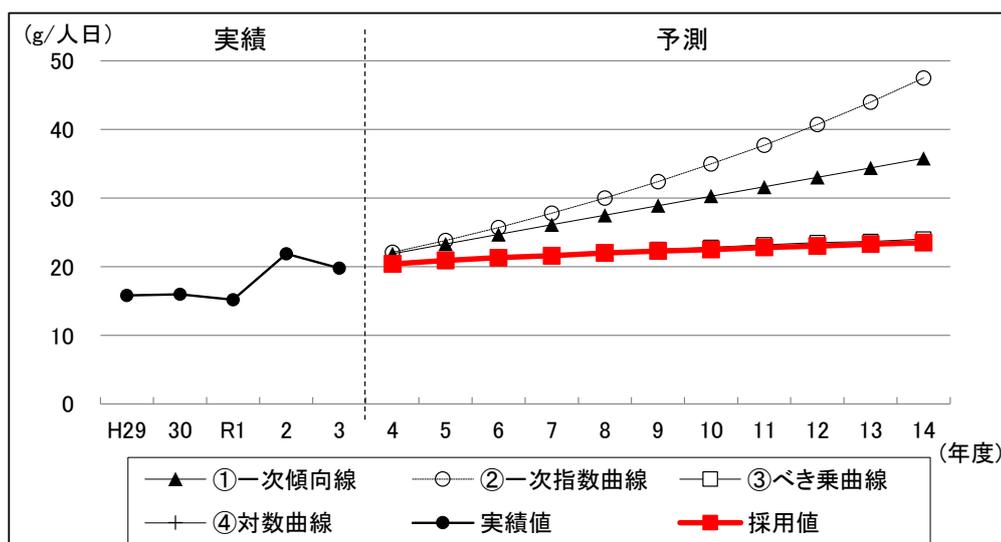
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	704.1					
30	722.9					
R1	724.8					
2	751.1					
3	759.6					
4		774.3	775.2	760.9	760.5	760.5
5		788.2	790.0	766.3	765.7	765.7
6		802.1	805.2	771.0	770.2	770.2
7		816.0	820.6	775.2	774.2	774.2
8		829.9	836.4	778.9	777.7	777.7
9		843.9	852.4	782.4	780.9	780.9
10		857.8	868.8	785.5	783.8	783.8
11		871.7	885.4	788.4	786.5	786.5
12		885.6	902.4	791.1	789.0	789.0
13		899.5	919.7	793.6	791.3	791.3
14		913.5	937.4	796.0	793.5	793.5
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$		
定数 a	690.74000	691.65014	700.67846	700.32397		
定数 b	13.92000	1.01918	0.04599	77.37667		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 ²)	0.95059	0.95096	0.89954	0.89497		
決定係数順位	2	1	3	4		
数値順位	2	1	3	4		



(2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は5年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

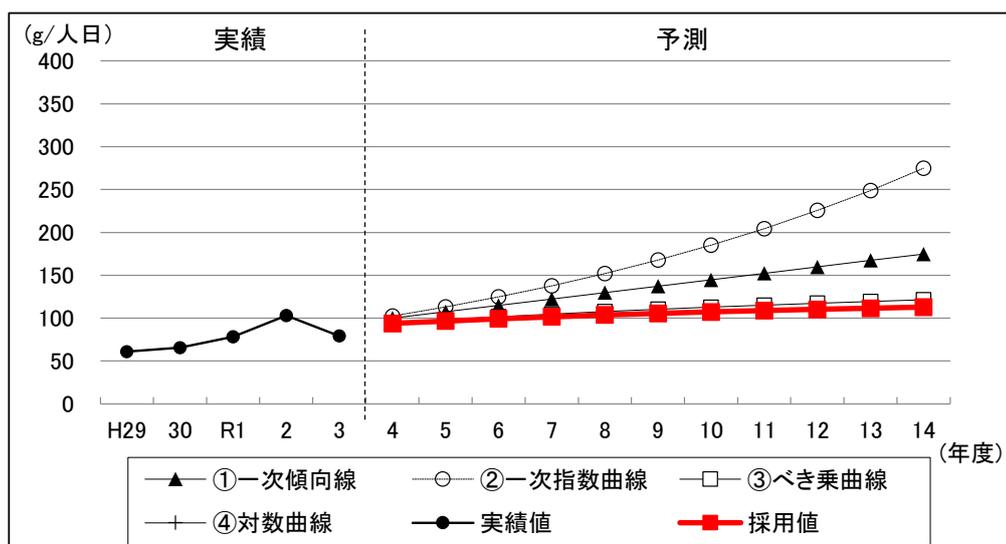
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	15.8					
30	16.0					
R1	15.2					
2	21.9					
3	19.8					
4		21.9	22.1	20.3	20.4	20.4
5		23.3	23.8	20.8	20.9	20.9
6		24.7	25.7	21.3	21.3	21.3
7		26.1	27.8	21.7	21.6	21.6
8		27.5	30.0	22.1	22.0	22.0
9		28.9	32.4	22.5	22.3	22.3
10		30.3	35.0	22.8	22.5	22.5
11		31.6	37.7	23.2	22.8	22.8
12		33.0	40.7	23.5	23.0	23.0
13		34.4	44.0	23.7	23.3	23.3
14		35.8	47.5	24.0	23.5	23.5
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	13.57000	13.95224	14.88342	14.72561	
	定数 b	1.39000	1.07953	0.17229	7.24899	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.55533	0.56232	0.48115	0.46020	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	



(3) 粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は5年間で増加していることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

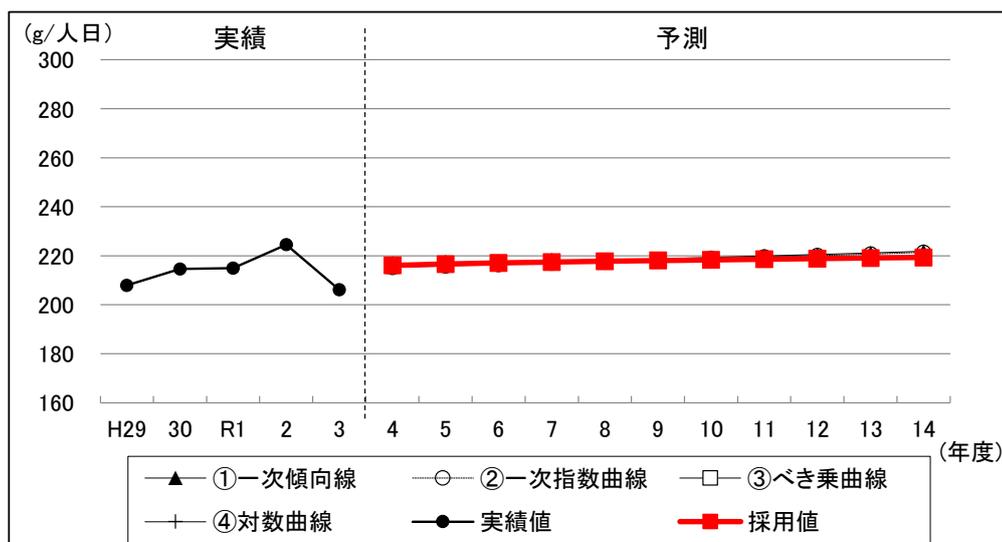
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	60.8					
30	65.4					
R1	78.4					
2	103.2					
3	79.3					
4		99.9	102.3	94.4	93.7	93.7
5		107.3	113.0	98.2	96.7	96.7
6		114.8	124.7	101.6	99.3	99.3
7		122.3	137.6	104.8	101.6	101.6
8		129.8	151.9	107.6	103.7	103.7
9		137.3	167.7	110.3	105.5	105.5
10		144.7	185.1	112.8	107.2	107.2
11		152.2	204.3	115.2	108.8	108.8
12		159.7	225.5	117.4	110.2	110.2
13		167.2	248.9	119.5	111.6	111.6
14		174.7	274.7	121.5	112.8	112.8
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	54.98000	56.58453	59.44317	58.74440	
	定数 b	7.48000	1.10378	0.25791	44.91094	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.51340	0.48015	0.56032	0.56393	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	



(4) 資源

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は平成 29 年度から令和 2 年度にかけて増加していたことから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

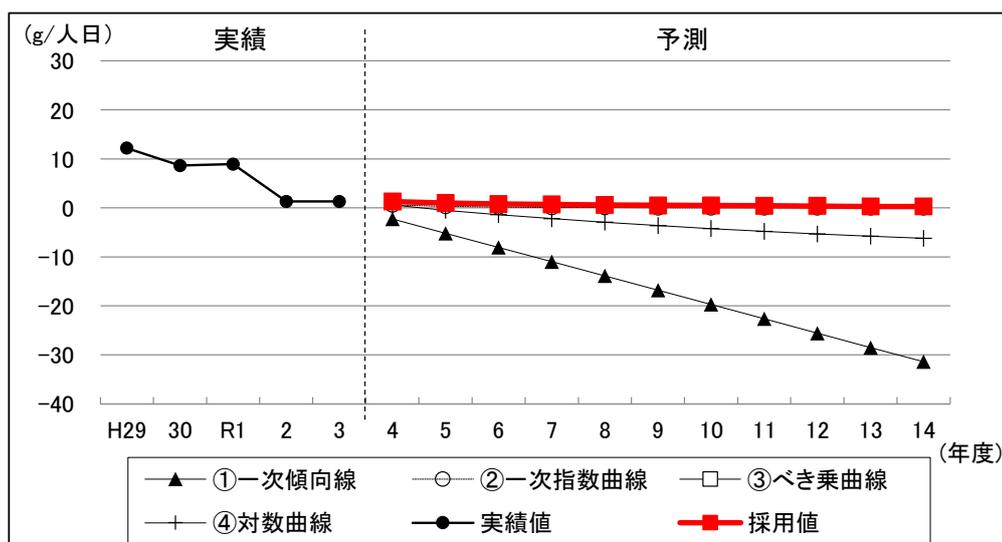
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	207.9					
30	214.6					
R1	215.0					
2	224.5					
3	206.1					
4		215.5	215.3	216.1	216.3	216.1
5		216.1	215.9	216.6	216.8	216.6
6		216.8	216.5	217.1	217.2	217.1
7		217.4	217.1	217.4	217.6	217.4
8		218.0	217.7	217.8	217.9	217.8
9		218.7	218.3	218.1	218.2	218.1
10		219.3	218.9	218.3	218.5	218.3
11		219.9	219.5	218.6	218.8	218.6
12		220.6	220.1	218.8	219.0	218.8
13		221.2	220.7	219.1	219.2	219.1
14		221.8	221.4	219.3	219.4	219.3
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	211.73000	211.75482	210.55346	210.55262	
	定数 b	0.63000	1.00277	0.01462	7.37642	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.01885	0.01851	0.07773	0.07876	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	1	2	4	3	



(5) 集団回収

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は減少傾向にあることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	12.2					
30	8.6					
R1	8.9					
2	1.3					
3	1.3					
4		-2.3	0.6	1.3	0.6	1.3
5		-5.2	0.3	1.0	-0.5	1.0
6		-8.1	0.2	0.8	-1.4	0.8
7		-11.0	0.1	0.7	-2.2	0.7
8		-13.9	0.1	0.6	-2.9	0.6
9		-16.8	0.0	0.5	-3.6	0.5
10		-19.7	0.0	0.5	-4.2	0.5
11		-22.6	0.0	0.4	-4.8	0.4
12		-25.6	0.0	0.4	-5.3	0.4
13		-28.5	0.0	0.3	-5.8	0.3
14		-31.4	0.0	0.3	-6.2	0.3
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	15.19000	29.46072	17.78980	13.15396	
	定数 b	-2.91000	0.52901	-1.46823	-16.09758	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.87542	0.75602	0.63107	0.81625	
	決定係数順位	1	3	4	2	
	数値順位	4	2	1	3	



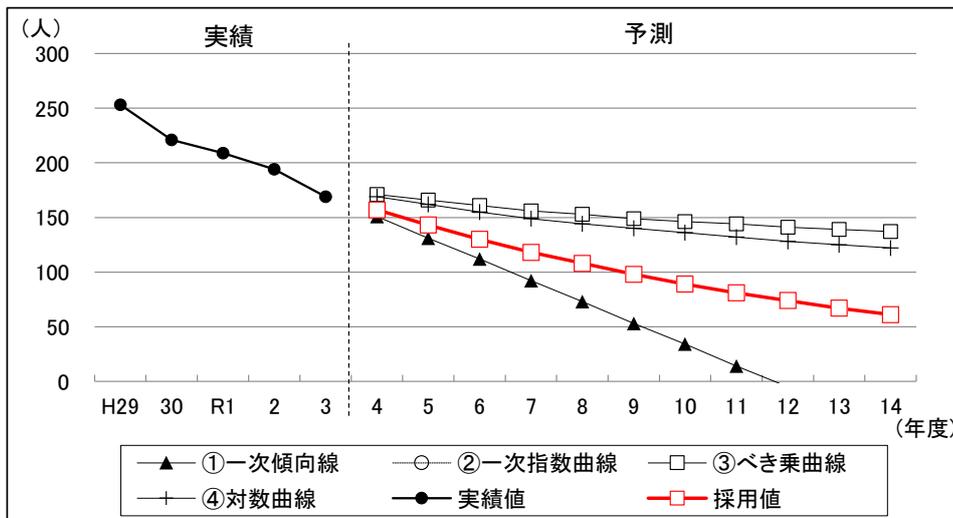
2. 処理形態別人口のトレンド予測

(1) し尿汲み取り人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	253					
30	221					
R1	209					
2	194					
3	169					
4		151	157	171	169	157
5		131	143	166	162	143
6		112	130	161	155	130
7		92	118	156	149	118
8		73	108	153	144	108
9		53	98	149	140	98
10		34	89	146	136	89
11		14	81	144	132	81
12		-5	74	141	128	74
13		-25	67	139	125	67
14		-44	61	137	122	61
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	267.70000	274.65465	257.88534	255.31888	
	定数 b	-19.50000	0.91053	-0.22787	-110.90634	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.97380	0.97648	0.94421	0.95981	
	決定係数順位	2	1	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	

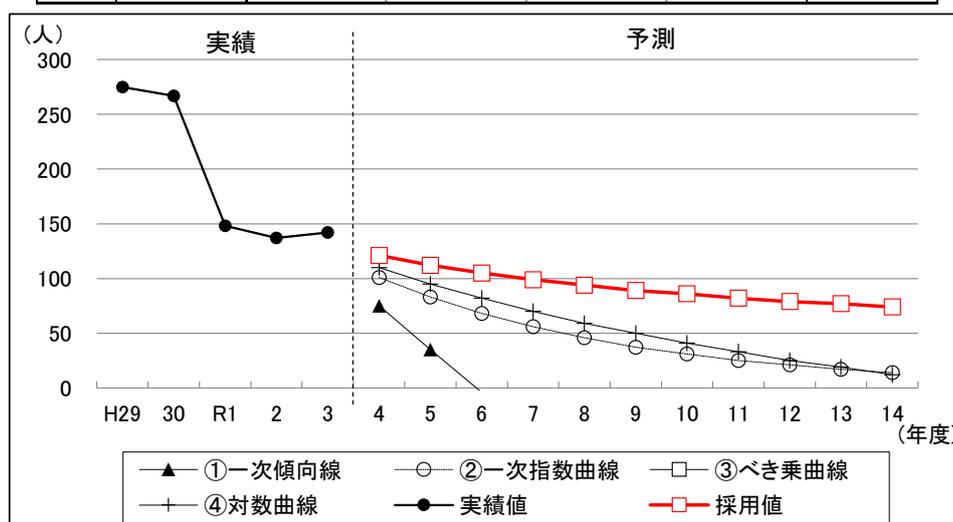


(2) 合併処理浄化槽人口

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は令和元年度以降、横ばいで推移していることから、本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

(人)

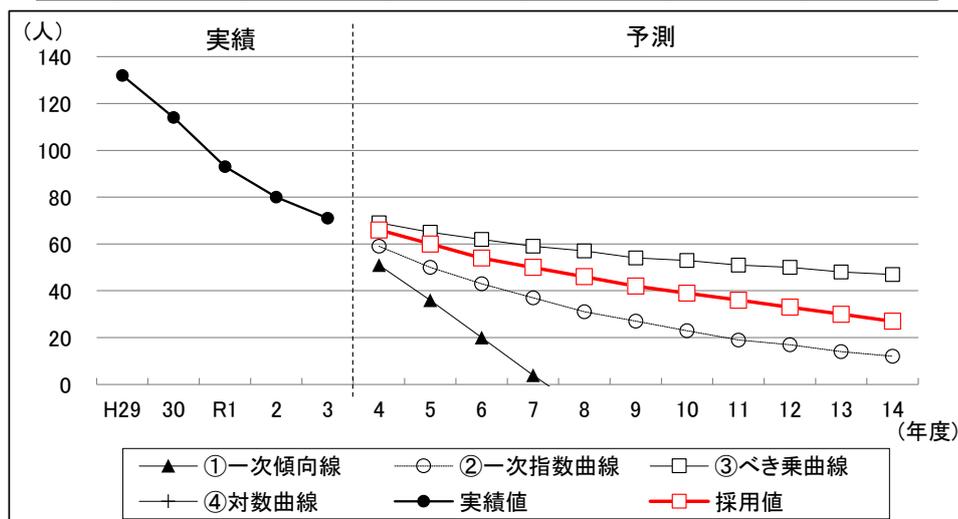
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	275					
30	267					
R1	148					
2	137					
3	142					
4		75	101	121	110	121
5		35	83	112	95	112
6		-4	68	105	82	105
7		-44	56	99	70	99
8		-83	46	94	59	94
9		-123	37	89	50	89
10		-163	31	86	41	86
11		-202	25	82	33	82
12		-242	21	79	25	79
13		-281	17	77	19	77
14		-321	14	74	12	74
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$		
定数 a	312.60000	334.33877	297.40041	289.63256		
定数 b	-39.60000	0.81962	-0.50096	-230.45745		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 ²)	0.78570	0.82356	0.77741	0.81081		
決定係数順位	3	1	4	2		
数値順位	4	2	1	3		



(3) 単独処理浄化槽人口

採用値	対数曲線
採用理由	政策論的な判断から単独処理浄化槽人口はなるべく早くなくなることを望ましいが、一次傾向線や一次指数曲線は減少幅が大き過ぎるため、対数曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	132					
30	114					
R1	93					
2	80					
3	71					
4		51	59	69	66	66
5		36	50	65	60	60
6		20	43	62	54	54
7		4	37	59	50	50
8		-11	31	57	46	46
9		-27	27	54	42	42
10		-42	23	53	39	39
11		-58	19	51	36	36
12		-74	17	50	33	33
13		-89	14	48	30	30
14		-105	12	47	27	27
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$		
定数 a	144.80000	154.09758	138.72167	135.22790		
定数 b	-15.60000	0.85262	-0.38977	-89.52539		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 ²)	0.97735	0.99412	0.95164	0.98077		
決定係数順位	3	1	4	2		
数値順位	4	3	1	2		

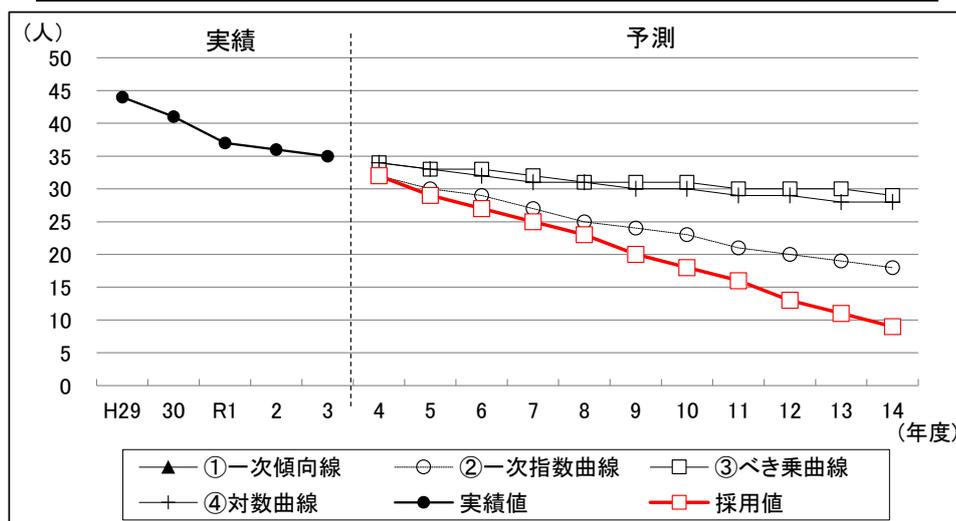


(4) 自家処理人口

採用値	一次傾向線
採用理由	政策論的な判断から自家処理人口はなるべく早くなくなることが望ましいため、最も減少幅が大きい一次傾向線を採用する。

(人)

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	44					
30	41					
R1	37					
2	36					
3	35					
4		32	32	34	34	32
5		29	30	33	33	29
6		27	29	33	32	27
7		25	27	32	31	25
8		23	25	31	31	23
9		20	24	31	30	20
10		18	23	31	30	18
11		16	21	30	29	16
12		13	20	30	29	13
13		11	19	30	28	11
14		9	18	29	28	9
	推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$	
	定数 a	45.50000	45.87087	44.36106	44.22623	
	定数 b	-2.30000	0.94292	-0.14919	-13.52993	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.92483	0.94024	0.97257	0.97514	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数値順位	4	3	1	2	



3. 処理形態別人口の予測結果

公共下水道の水洗化人口を調整人口とし、計画処理区域内人口－（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口、自家処理）＝公共下水道の水洗化人口とします。

また、1人1日当たりし尿量、単独処理浄化槽汚泥量、合併処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

区分		実績					予測											
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
行政区域内人口(10月1日)		(人)	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074	2,039	2,004	1,969	1,934	1,899	1,864	1,829	1,794	1,759	1,724	1,689
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	(人)	2,253	2,221	2,160	2,123	2,074	2,039	2,004	1,969	1,934	1,899	1,864	1,829	1,794	1,759	1,724	1,689
	水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	1,824	1,845	1,821	1,813	1,799	1,784	1,772	1,758	1,741	1,722	1,704	1,683	1,661	1,639	1,616	1,592
	コミュニティ・プラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	(人)	275	267	148	137	142	121	112	105	99	94	89	86	82	79	77	74
	公共下水道人口	(人)	1,549	1,578	1,673	1,676	1,657	1,663	1,660	1,653	1,642	1,628	1,615	1,597	1,579	1,560	1,539	1,518
	農業集落排水施設人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	132	114	93	80	71	66	60	54	50	46	42	39	36	33	30	27
	非水洗化人口	(人)	297	262	246	230	204	189	172	157	143	131	118	107	97	87	78	70
	汲み取り人口	(人)	253	221	209	194	169	157	143	130	118	108	98	89	81	74	67	61
	自家処理	(人)	44	41	37	36	35	32	29	27	25	23	20	18	16	13	11	9
生活排水処理率		(%)	81.0%	83.1%	84.3%	85.4%	86.7%	87.5%	88.4%	89.3%	90.0%	90.7%	91.4%	92.0%	92.6%	93.2%	93.7%	94.3%
水洗化率		(%)	86.8%	88.2%	88.6%	89.2%	90.2%	90.7%	91.4%	92.0%	92.6%	93.1%	93.7%	94.1%	94.6%	95.1%	95.5%	95.9%
収集人口	し尿	(人)	253	221	209	194	169	157	143	130	118	108	98	89	81	74	67	61
	浄化槽汚泥	(人)	407	381	241	217	213	187	172	159	149	140	131	125	118	112	107	101
	単独処理浄化槽	(人)	132	114	93	80	71	66	60	54	50	46	42	39	36	33	30	27
	合併処理浄化槽	(人)	275	267	148	137	142	121	112	105	99	94	89	86	82	79	77	74
	計	(人)	660	602	450	411	382	344	315	289	267	248	229	214	199	186	174	162
収集量	し尿	(kL/年)	236	216	219	205	187	161	147	133	121	111	101	91	83	76	69	63
	浄化槽汚泥	(kL/年)	307	484	233	232	247	194	179	166	156	147	139	132	125	120	115	109
	単独処理浄化槽	(kL/年)	-	-	-	-	-	49	45	40	37	34	32	29	27	25	23	20
	合併処理浄化槽	(kL/年)	-	-	-	-	-	145	134	126	119	113	107	103	98	95	92	89
	計	(kL/年)	543	700	452	437	434	355	326	299	277	258	240	223	208	196	184	172
原単位	し尿	(L/人日)	2.56	2.68	2.86	2.90	3.03	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81	2.81
	浄化槽汚泥	(L/人日)	2.07	3.48	2.64	2.93	3.18	2.84	2.84	2.86	2.87	2.88	2.90	2.89	2.90	2.94	2.94	2.96
	単独処理浄化槽	(L/人日)	1.47	2.45	1.93	2.12	2.27	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05	2.05
	合併処理浄化槽	(L/人日)	2.35	3.92	3.09	3.40	3.63	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28	3.28

